

福井県報

第 285 号
令和 6 年
2 月 13 日(火)
火 曜 日 発 行

目次

(※は原例規集登載事項)

告 示

- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定(五四・地域福祉課)……………一
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止(五五・同)……………一
- 救急業務に係る医療機関の認定(五六・丹南保健所)……………一
- 国土調査の成果の認証(五七～五九・農村振興課)……………一
- 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出(六〇～六八・水産課)……………二
- 公共土木施設維持管理業務6-1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(六九・土木管理課)……………五
- 公共土木施設維持管理業務6-2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(七〇・同)……………六
- 港湾法の規定による臨港地区の指定に係る関係図書の縦覧(七一・港湾空港課)……………八

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(恐竜博物館)……………九
- 団体営土地改良事業の工事の完了(丹南農林総合事務所)……………一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(砂防防災課)……………一

監査委員告示

- 令和四年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表……………一四
- 令和三年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表(三)……………一四

公安委員会規則

- ※刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則(一・刑事企画課)……………六九

公立大学法人福井県立大学公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施……………七〇

告 示

福井県告示第54号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。
令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

届出日	医療機関名称	医療機関住所
R5.12.1 新規	野村歯科医院	小浜市大手町5-13
R5.12.20 新規	訪問看護ステーションわかさ	福井県三方上中郡若狭町市場18-18

福井県告示第55号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。
令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

届出日	医療機関名称	医療機関住所
R5.11.30 廃止	野村歯科医院	小浜市大手町5-7

福井県告示第56号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。
令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 公立丹南病院
- 3 所在地 福井県鯖江市三六町1-2-31
- 4 認定の有効期間
自令和6年2月1日
至令和9年1月31日

福井県告示第57号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年2月13日
福井県知事 杉本 達治
- 1 調査を行った者の名称
あわらし
 - 2 調査を行った期間
平成30年7月から令和4年3月まで
 - 3 調査を行った地域
あわらし市（大字二面Ⅲの一部）
 - 4 成果の名称
あわらし市（大字二面Ⅲの一部）の地籍図および地籍簿
 - 5 認証年月日
令和6年1月23日

福井県告示第58号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年2月13日
福井県知事 杉本 達治
- 1 調査を行った者の名称
三方郡美浜町
 - 2 調査を行った期間
平成30年9月から令和3年3月まで
 - 3 調査を行った地域
三方郡美浜町（大字佐柿の一部）
 - 4 成果の名称
三方郡美浜町（大字佐柿の一部）の地籍図および地籍簿
 - 5 認証年月日
令和6年1月23日

福井県告示第59号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年2月13日
福井県知事 杉本 達治
- 1 調査を行った者の名称
坂井市

- 2 調査を行った期間
平成30年5月から令和3年3月まで
- 3 調査を行った地域
坂井市（丸岡町大字羽崎の一部）
- 4 成果の名称
坂井市（丸岡町大字羽崎の一部）の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和6年1月23日

福井県告示第60号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日
福井県知事 杉本 達治

若狭高浜B加入区

- 1 発起人の住所および氏名
大飯郡高浜町事代2-59
久富 通生
大飯郡高浜町事代2-45
八木 孝雄
- 2 区 域
若狭高浜漁業協同組合の地区のうち、旧高浜町漁業協同組合の地区の区域
- 3 区 分
総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、若狭高浜漁業協同組合の地区のうち、高浜町事代の区域の者が営む漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和6年1月5日

福井県告示第61号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

越前町小型合併加入区

- 1 発起人の住所および氏名
丹生郡越前町新保20-17-9
山口 好弘
丹生郡越前町小樟1-13-2
箕中 元樹
- 2 区 域
越前町漁業協同組合の地区の区域
- 3 区 分
総トン数10トン未満の漁船により行う漁業のうち、主としていか釣り漁業を営む漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和6年1月5日

福井県告示第62号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

越前町D加入区

- 1 発起人の住所および氏名
丹生郡越前町大樟7-13
島田 一彦
丹生郡越前町大樟8-58-18
畑 武一
- 2 区 域
越前町漁業協同組合の地区のうち、旧大樟漁業協同組合および旧道口漁業協同組合の地区の区域
- 3 区 分
機船底びき網漁業であって旧大樟漁業協同組合の地区の者が行う漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準

用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和6年1月5日

福井県告示第63号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

大島加入区

- 1 発起人の住所および氏名
大飯郡おおい町大島13-10-2
井本 治一
大飯郡おおい町大島110-13
中谷 真一
- 2 区 域
大島漁業協同組合の地区の区域
- 3 区 分
機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業および大型定置漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和6年1月5日

福井県告示第64号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

美浜町加入区

- 1 発起人の住所および氏名
三方郡美浜町日向2-55
日向定置網漁業組合
三方郡美浜町日向11-24

渡辺 太

2 区 域

美浜町漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

大型定置漁業区分

- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和6年1月5日

福井県告示第65号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

若狭高浜B加入区

1 発起人の住所および氏名

大飯郡高浜町事代2-29

岩本 芳憲

大飯郡高浜町事代1-104

若狭高浜漁業協同組合

2 区 域

若狭高浜漁業協同組合の地区のうち、旧高浜町漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

大型定置網漁業及び小型定置網漁業区分

- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和6年1月5日

福井県告示第66号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

大島加入区

1 発起人の住所および氏名

大飯郡おおい町大島110-3

上佐近 政雄

大飯郡おおい町大島28-5

浜戸 和典

2 区 域

大島漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

総トン数10トン未満の漁船により行う漁業のうち、主としてはえなわ漁業を営む漁業区分

- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和6年1月5日

福井県告示第67号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

美浜町加入区

1 発起人の住所および氏名

三方郡美浜町日向40-29

株式会社 宮島丸

三方郡美浜町日向2-55

美浜町漁業協同組合（子持山網）

2 区 域

美浜町漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

小型定置漁業であって、旧日向漁業協同組合の地区のうち、美浜町日向の区域の者が営む漁業区分

- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和6年1月5日

福井県告示第68号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

敦賀市加入区

1 発起人の住所および氏名

敦賀市色浜31-33

浜谷 守行

敦賀市縄間29-14-2

山本 賢一

2 区 域 敦賀市漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

小型定置漁業であつて、敦賀市名子、縄間、常宮、沓、手、色浜および浦底の区域の者が営む漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和6年1月5日

福井県告示第69号

公共土木施設維持管理業務6-1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

公共土木施設維持管理業務6-1

(2) 履行場所

一般国道365号 他

越前市 上太田町 他

(3) 業務概要

福井県が管理する次の道路、河川、砂防施設などの安全を確保し、または性能の維持を図るために行うパトロール業務、維持修繕業務

道路施設 23路線 L=116.0km、河川施設 8河川 L=47.0km

パトロール業務 1式

2 この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「地域維持事業入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

地域維持事業入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この業務を共同して請け負うことを目的として、2から10の建設業者（建設業法

（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、共同企業

体の代表者は、丹南土木事務所管内のうち旧武生市内に、入札書を提出する日の前日から起算して6か月以上前から引き続き主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する者であること。共同企業

体の構成員は、丹南土木事務所管内（越前市、南越前町、池田町）に主たる営業所を有すること。※旧武生市の範囲は、武生東、武生西、武生南、神山、吉野、国高、大

虫、坂口、王子保、北新庄、北日野、味真野、白山の各小学校区とする。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について、代表者は土木一式

工事A等級の資格、代表者を含む構成員のうち、少なくとも1者は舗装工事の資格

、その他構成員は土木一式工事A等級または舗装工事の資格を有すると決定されて

いる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生

手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開

始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再

認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構

役員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも均等割の10分の6以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク この業務に関する入札公告において定める業務責任者等を配置することができること。

(3) 共同企業体の代表者にあつては次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。
ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この業務に関する入札公告において定める業務実績を有する者であること。

3 地域維持事業入札参加資格の審査の申請手続

地域維持事業入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 地域維持型建設共同企業体協定書の写し

ウ 委任状

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和6年2月13日（火）から同年2月26日（月）まで（福井県の休日を含め、平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県越前市上太田町42-1-1
福井県丹南土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 地域維持事業入札参加資格の有無の決定

地域維持事業入札参加資格の審査の申請をした者の地域維持事業入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定するものとする。

なお、地域維持事業入札参加資格の有無の決定を受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、地域維持事業入札参加資格の決定を取り消すことがある。

5 地域維持事業入札参加資格の有効期間

地域維持事業入札参加資格の有無は、この業務の請負契約に係る一般競争入札についてののみ有効とし、この業務を落札した共同企業体の入札参加資格にあつてはこの業務が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの業務の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

地域維持事業入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第70号

公共土木施設維持管理業務6-2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

公共土木施設維持管理業務 6-2

(2) 履行場所

一般国道417号 他

越前市 定友町 他

(3) 業務概要

福井県が管理する次の道路、河川、砂防施設などの安全を確保し、または性能の維持を図るために行うバトロール業務、維持修繕業務

道路施設 15路線 L=121.9km、河川施設 9河川 L=58.5km

バトロール業務 1式

2 この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「地域維持事業入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この業務を共同して請け負うことを目的として、2から10の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、共同企業体の代表者は、丹南土木事務所管内のうち旧今立町内または池田町内に、入札書を提出する日の前日から起算して6か月以上前日から引き続き主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する者であること。共同企業体の構成員は、丹南土木事務所管内（越前市、南越前町、池田町）に主たる営業所を有すること。※旧今立町の範囲は、南中山、花筐、服間、岡本の各小校区とする。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
ア 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について、代表者は土木一式工事A等級の資格、代表者を含む構成員のうち、少なくとも1者は舗装工事の資格、その他構成員は土木一式工事A等級または舗装工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも均等割の10分の6以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク この業務に関する入札公告において定める業務責任者等を配置することができること。

ク 共同企業体の代表者にあつては次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

ア この業務に関する入札公告において定める業務実績を有する者であること。

イ この業務に関する入札公告において定める業務実績を有する者であること。

令和6年2月13日(火) から同年2月26日(月) まで（福井県の休日を含め、令和6年2月13日(火) から同年2月26日(月) まで（福井県の休日を除く。）の午前

9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県越前市上太田町 42-1-1
福井県丹南土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 地域維持事業入札参加資格の有無の決定

地域維持事業入札参加資格の審査の申請をした者の地域維持事業入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定するものとする。

なお、地域維持事業入札参加資格の有無の決定を受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、地域維持事業入札参加資格の決定を取り消すことがある。

5 地域維持事業入札参加資格の有効期間

地域維持事業入札参加資格の有無は、この業務の請負契約に係る一般競争入札についてののみ有効とし、この業務を落札した共同企業体の入札参加資格にあつてはこの業務が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの業務の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

地域維持事業入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第71号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、内浦港における

臨港地区を指定しようとするので、同法第38条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、利害関係人は令和6年2月27日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

令和6年2月13日

内浦港港湾管理者 福井県

代表者

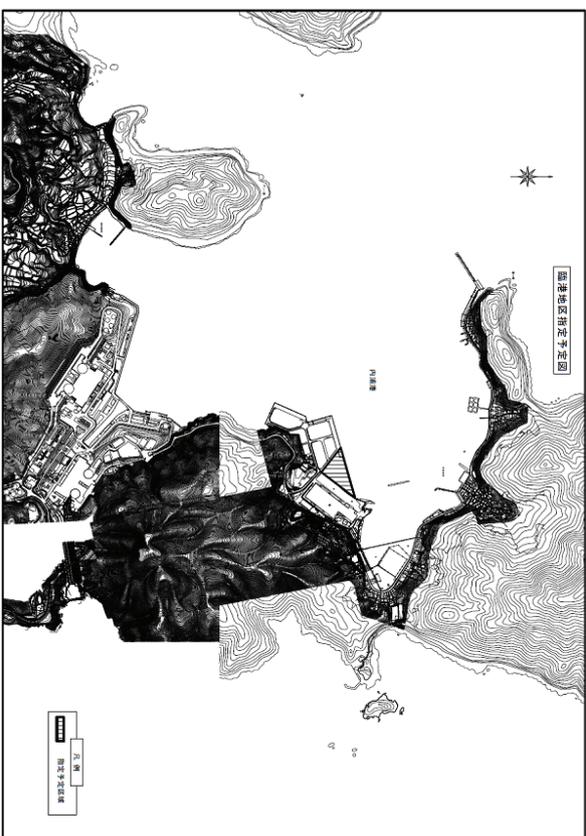
福井県知事 杉本 達治

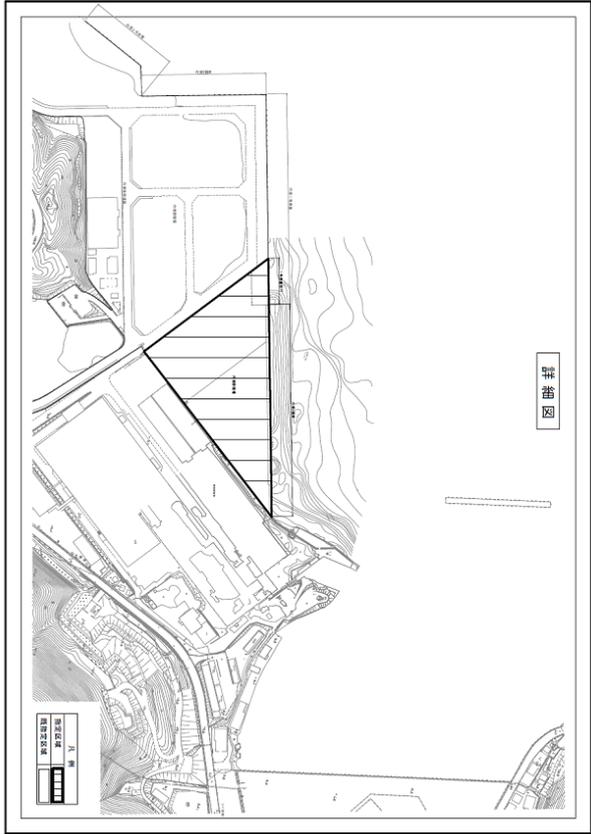
1 臨港地区の区域

(1) 位置

大飯郡高浜町音海79字高原1番地5、1番地9および大飯郡高浜町音海字港9番地、10番地の地先公有水面

(2) 区域





なお、当該図面は、福井県土木部港湾空港課のホームページ上に公開して縦覧に供する。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
福井県立恐竜博物館総合管理業務委託 一式
- (2) 委託内容
入札説明書、契約書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下単に「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による福井県公安委員会の認定を受けている者または同法第9条の届出書を福井県公安委員会に提出している者であること。
 - (5) 中央監視制御運転に係る作業員について、調達業務の特記仕様書に掲げる作業員資格に該当すること。
 - (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号または第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
 - (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に定める建築物環境衛生管理技術者として選任させることができる者であること。博物館の建築物環境衛生管理技術者として選任させることができる者であること。
 - (8) 平成26年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、同種施設において1年を超える当該業務と類似する業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
- ＜同種施設＞
- ・建物用途：博物館等の用途に供するもの。博物館等とは、博物館、美術館、資料館等、標本資料を用いて常時展示を行う施設とする（展示ケースや書架、模型のみの施設を除く。）。
 - ・建物規模：博物館等の延床面積が6,000㎡以上であること。博物館等の面積とは当該用途に直接的かつ専用で使用している部分をさし他の用地に供する部分と供用となつていない部分が含まない。
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用し行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」、「電子入札に関する取扱い」による。

4 入札説明書等の交付等

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒911-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

電話 0779-88-0001

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1）に、必要と認められる書類（入札説明書別添1参照）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年2月13日（火）9時から令和6年3月11日（月）16時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒911-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期間必着とする）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)または5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期限

令和6年3月25日（月）8時30分から令和6年3月26日（火）16時まで

(3) 開札日時

令和6年3月27日（水）10時

(4) 開札場所

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館 2階会議室

7 入札方法

入札書に記載する金額は、36か月間の見積額を36で除した額とする。

落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希

望金額を36で除した額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、当該競争入札の落札決定の効果は、令和6年度当初予算発行情時において生じる。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置入札参加資格申請の審査を申請する時要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務事務第三グループ
電話 0776-20-0253

10 Summary
(1) Nature and quantity of the serviceto be required

Security services and cleaning and other duties for Fukui Prefectural Dinosaur Museum.

(2) Date,time of Bidding
10:00, March 27, 2024

(3) Period of Contract
From April 1, 2024 to March 31, 2027

(4) Contact point for the notice

Fukui Prefectural Dinosaur Museum, 51-11, Terao, Muroko, Katsuyama-city, Fukui
Prefecture, 911-8601, Japan
TEL 0779-88-0001

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名
中津原地区

2 土地改良事業の名称
区画整理事業 団体営土地改良事業

3 工事完了年月日
令和5年10月24日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、公告する。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
福井県河川・砂防テレメータ保守点検業務 一式

(2) 委託場所
福井県全域

(3) 委託内容
入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時まで資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日において現に福井県の指名停止措置または指名除外期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 平成21年4月1日以降に、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、中央政府機関または地方政府機関との請負契約において、同種のテレメータの保守点検業務を受注した実績を有している者であること。
- (5) 第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者が在籍しており、適宜、当該調達業務の補助・支援に配置することができる体制を有していること。
- (6) 機器に障害が発生した際、概ね2時間以内（小浜土木事務所管内については3時間以内）に作業員を現場に派遣できる応援体制を整備できる本店または支店を福井県内に有すること。
- (7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る

電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用する。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部砂防防災課
電話 0776-20-0482
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和6年2月13日（火）10時から令和6年2月22日（木）16時まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）
- (3) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間
令和6年2月13日（火）10時から令和6年2月22日（木）17時まで
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
 - ① 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

② 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部砂防防災課
電話 0776-20-0482

イ 提出方法

持参、または提出締切り日時を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年3月25日(月) 8時30分から17時まで
令和6年3月26日(火) 8時30分から16時まで

① 開札日時

令和6年3月27日(水) 10時

② 場所

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県庁9階土木部砂防防災課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札に係る落札者の決定の効果は令和6年度当初予算発効時において生じる。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

① 申請書の受付時期

福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務第三グループ
電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required
Maintenance service routine check and other duties for Telemeter.

(2) Date, Time of Bidding

1000AM, 27th March 2024 (Time-limit for the submission of tenders 16:00, 26th March 2024)

(3) Period of Contract

1st April 2024 to 31st March 2025

(4) Contact point for the notice

Erosion control disaster prevention division, Fukui prefectural government, 3-17-1 Ohte, Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan
TEL 0776-20-0482

監査委員告示

福井県監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、知事から、令和 4 年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 13 日

福井県監査委員 兼井 大
同 山浦 光一郎
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

令和 4 年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

対象施設（県の直営施設）

- ・ 福井県福井運動公園、福井県立武道館（所管課：スポーツ課）
- ・ 幾久公園（所管課：文化課）
- ・ 臨海中公園（所管課：都市計画課）
- （指定管理者制度を導入している施設）
- ・ 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライングセクタ一、福井県立クレー射撃場、福井県立ホッケー場、福井県立艇庫（所管課：スポーツ課）
- ・ テクノポート福井総合公園（所管課：公営企業課）
- ・ ふくい健康の森（所管課：地域福祉課）
- ・ 若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ、丹南総合公園（所管課：都市計画課）

◆各施設共通

指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分
		No.	ページ
1	条例における数字の表記について	意見	1
			21
各施設の Web サイトの利用料金は、算用数字で表記されているが、各条例の利用料金は、漢数字で表記されている。県は、県民の分かりやすさを考慮していないと思われる。県は、今一度条例における漢数字と算用数字の使い分けについて再検討をすることが望まれる。		各施設の Web サイトの利用料金は、算用数字で表記されているが、各条例の利用料金は、漢数字で表記されている。県は、県民の分かりやすさを考慮していないと思われる。県は、今一度条例における漢数字と算用数字の使い分けについて再検討をすることが望まれる。	
		Web サイトの条例・規則における利用料金表記について、算用数字に改めることを検討する。 【情報公開・法制課】	

<p>2 利用料金の設定単位について</p>	<p>2 22 施設の利用料金の設定にあたり、算定基礎が午前・午後・夜間といった大きな単位のみで設定している施設がある。県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、1時間単位等の短い単位での料金設定についても検討することが望まれる。</p>	<p>すでに1時間単位の短い単位での料金設定を導入している施設もあるが、導入していない施設においては、特に利用者からの要望等はないことから当面は現行のままの時間設定とすることとした。 【スポーツ課】 時間設定について検討した結果、特に利用者からの要望等はないことから当面は現行のままの時間設定とすることとした。 【公営企業課】 令和6年2月県議会において、体育館等の主な施設の利用料金を1時間単位とする都市公園条例改定の議案を上程予定である。条例改定後に指定管理者から住民に周知し、令和6年度中に利用料金を改定する予定である。 【都市計画課】</p>
------------------------	---	---

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

指摘事項および意見の概要				講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容
3	施設利用の予約について	意見	3	24	<p>現在においてほとんどの施設で予約を行う場合は、窓口受付や電話等での予約受付が主になっている。今日ではパソコンや携帯（スマートフォン含む）の利用者が多くWebサイトで予約や予約状況の確認ができれば、利便性が向上すると考えられる。そのため、県または指定管理者は、早い段階でWebサイト予約ができるシステムを取り入れることが望まれる。</p> <p>この点、県は令和5年3月に県内全市町と共同で公共施設の予約が24時間365日いつでも可能な専用Webサイト「施設予約サービス」を運用開始した。これによりすべての県内の公共施設の利用予約や空き状況の確認ができ、利便性が向上することを期待したい。</p>
4	観客数の把握について	意見	4	24	<p>スポーツ観戦などの観客数の把握が一部施設を除き行われていなかった。観客数の把握が行われていないと、施設の評価が適切に行われないおそれがあり、実際の稼働率を把握するためには、観客</p>

				<p>数も把握することが望ましい。 観客数の把握は、例えば日本観光協会方式(ガイドライオン)の「一定面積の最盛時の利用者×回転数×全体の面積÷一定面積」といった算定方法で把握してもよいと考えられるし、各施設で合理的に観客数を定められるのであれば、その算定方法でも問題ないと考えられる。</p>	
				<p>当公園では、スタジアム観戦時の観客数だけでなく、各施設の入場者数についても把握している。</p> <p>【公営企業課】</p>	ページ

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指摘事項および意見の概要				内容	講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	
5	決済方法の多様化について	意見	5	25	<p>今日ではキャッシュレス化が進んでおり、決済方法が多様化している。県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、決済方法の多様化への対応を図ることが望まれる。</p> <p>【審査指導課】</p>
6	備品管理シールの運用について	指摘	1	29	<p>備品について現物確認を実施したところ、多くの施設において、貼付されている備品管理シールの破損、汚損ないし剥離があり、番号等の照合が確認できないものが発見された。また、備品管理シールが備品に貼付されていないものが発見された。</p> <p>備品管理上、備品管理シールによる現物管理は重要である。県または指定管理者は、定期的に現物の状態を確認して、貼付漏れがあった場合には備品管理シールを貼り付け対応や、破損等している場合には速やかに新しいものに貼り替えるなどの対応を取る必要がある。</p> <p>なお、屋外で使用する備品などは、備品管理シールは比較的破損、汚損しやすく、劣化しやすいため予想される。このような備品には、よりシールの素材を耐候性のある丈夫なシールを貼り付けたり、備品台帳において写真を添付したり、保管場所の壁に備品一覧表を貼り付けたりするなど、備え付け・保管の状況が分かるようにするなどの工夫が必要である。</p> <p>【公営企業課】</p> <p>剥離のあったものについては備品管理シールを新たに貼付した。今後も定期的に現物の状態を確認し、破損・汚損・剥離等ある場合は速やかに張り替える等の対応を図っていく。</p> <p>【スポーツ課】</p> <p>備品管理シールの貼付漏れ等について、県、指定管理者とともに改めて確認を行い、備品管理シールを貼付した。今後は、県の備品確認の際にシールの確認を行うほか、指定管理者においても定期点検に加えて備品貸出しの前などで確認を行い、シールの剥離や退色等を発見した際は速やかに報告を行うよう指導した。</p> <p>【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指摘事項および意見の概要				講じた措置等の内容		
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
7	備品台帳について	意見	6	29	<p>施設ごとに作成している備品台帳には、県で管理している物品番号が記載されていないため、同じ名称のものが複数記載されている場合には個別識別ができない場合もあり、突合せや管理が適切に行なわれないおそれがある。そのため、県または指定管理者は、施設で使用している備品台帳には、県が管理している物品との同一性を確認できるように物品番号を記載し、備品の個別識別ができるようにすることが望まれる。また、備品台帳には、保管場所も記載し、個別の備品の現物確認を効率的に実施できるようにすることが望まれる。</p>	<p>全ての備品が確実に識別できるように物品番号を記載した備品台帳を準備し保管しており、備品シール貼付の対応も万全に行っている。今後とも物品の適正管理に努めていく。 【スポーツ課】</p> <p>再指定時 (R5年度) に協定書に添付されている一覧に備品番号等を付記することとした。今後とも物品の適正管理に努めていく。 【公営企業課】</p> <p>協定書に添付されている一覧に備品番号等を付記した一覧を作成し、指定管理者と情報共有を行った。 【地域福祉課】</p> <p>指定管理施設について、協定書に添付されている一覧のほか、備品番号等を付記した一覧を作成し、県と指定管理者が情報共有を行うように改め、備品の個別識別ができるようにした。 【都市計画課】</p>
8	AEDの設置場所の表示について	意見	7	29	<p>各施設のAEDの設置場所には、AEDの設置案内のシールが貼られていたが、ほとんどの施設の設置案内図にはAEDの設置場所が記載されていないかった。</p> <p>スポーツ施設や公園といった場所は、老若男女を問わず使用される場所である。特に公園は施設自体が大きい。県または指定管理者は、AEDが必要となった緊急事態に素早く対応できるように、施設案内図にAEDの設置場所を分かりやすく記載したほうがよいと考える。</p>	<p>各施設の案内板等にAED設置場所を表示するよう指導し、改善されている。 【スポーツ課】</p> <p>今後、AEDの設置場所を記載した案内図等の掲示場所を増やしていく。 【文化課】</p> <p>当公園では、人が通る駐車場等の施設案内図にAEDの設置場所を表示している。 【公営企業課】</p> <p>施設の案内板等にAED設置場所を表示するよう指導を行い、改善されている。 【地域福祉課】</p> <p>指定管理者が管理する施設も含め、各施設の施設案内図等にAED設置場所を表示した。 【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要			
通番	項目	区分	内容
9	施設の運営状況を判断するための指標について	意見	8
			31
			<p>県は、コストに関する指標など施設の運用状況を判断するための指標を設定し、毎年度その指標から県の判断結果を記録として残すべきである。また、これらの指標を事業報告書に記載している指定管理者はないが、この指標は、県の施設の運営状況を判断するための指標としてだけではなく、指定管理者にとってもコスト削減や利用者増加を意識させる指標になると思われるので、県は、指定管理者に県が設定した指標を事業報告書に記載させるようにすることが望まれる。</p>
			<p>利用者一人当たりのコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設定する。各年度ごとに基準値との比較を行うことにより、施設の運用状況を判断し必要に応じて対応策の検討を行う。</p> <p>【地域福祉課】</p>
			<p>具体的なコストに関する指標の設定を検討する。</p> <p>【文化課】</p>
			<p>当課では、毎年度の会計検査において、コストや入場者数に対して主に前年度比を指標としてチェックし記録している。また、指定管理者に対し、過去との比較を事業報告書に記録として残すよう指導した。</p> <p>【公営企業課】</p>
			<p>県において各施設の年間の支出額と利用者数により利用者1人当たりコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設けることとした。今後、各施設の事業報告書において、設定した基準値との比較による経営の改善・悪化等の評価を行うとともに、それを踏まえた対応策を検討していく。</p> <p>【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

指摘事項および意見の概要			
通番	項目	区分	内容
10	適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析について	意見	9
			36
			<p>県民のスポーツへの参加を促し健康増進につながることや、施設の利用者を増加させ施設の有効利用を促すためにも、県または指定管理者は、適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析を行うについていく必要があると考える。</p>
			<p>講じた措置等の内容</p> <p>月次、年次報告の際に、利用者数等の比較を行い、その分析・記録を行うよう改めた。</p> <p>【スポーツ課】</p> <p>今後、具体的な目標設定から検討していく。</p> <p>【文化課】</p>

指摘事項および意見の概要				内容	講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	
12	目標設定の根拠資料の作成について	意見	11	39	<p>事業計画書や事業報告書にて記載される目標数値について、それがいかなる要因を考慮して決定したのかを説明できる資料がない。原または指定管理者は、目標設定の際には、内部環境や外部環境をどのように考慮したのか、目標算出の計算はどのように行ったのかを事後的にも把握できる、要因把握が可能な資料（「目標数値設定表」等）を作成することが望ましい。</p> <p>事業計画書記載の目標設定について、算定根拠等の添付資料を付記するよう各施設の指定管理者に指導した。 【都市計画課】</p> <p>指定管理者に対し、事業計画書に目標数値の算定根拠を記載するよう改善指導を行った。 【地域福祉課】</p> <p>事業計画書記載の目標設定について、算定根拠等の添付資料を付記するよう各施設の指定管理者に指導した。 【都市計画課】</p> <p>定期的に管理運営の状況確認を現地にて行うとともに、モニタリング結果を反映させたチェックリストを作成し記録として残すよう改めた。 【スポーツ課】</p> <p>新たにモニタリングチェックリストを作成し、モニタリング結果を記録として残すこととした。 【公営企業課】</p> <p>モニタリングチェックリストを作成し、モニタリング結果を記録として残すよう改めた。 【地域福祉課】</p>
13	モニタリング手法について	意見	12	41	<p>内部評価において、どのような観点からどのようなモニタリングしたのかを把握できる資料が残されていない。県は、モニタリング実施時に何を残すべきである。例えば、チェックリスト・評価方法を使用することで、評価基準や評価項目・評価方法を明確化させることができ、また、調査として残すことで今後のモニタリングにも活用できると考えられる。</p> <p>県においてモニタリング結果の記録様式を作成し、調査・報告事項を明確にするように改めた。 また、指定管理者において、利用者数等については前年・前年度利用者数等を比較し、顕著な増減があった場合は要因分析・対応について記録するように改めた。 【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要			
通番	項目	区分	区分No.
14	Webサイトの充実について	意見	13
15	意見箱の設置について	意見	14

指摘事項および意見の概要			
通番	項目	区分	区分No.
45	Webサイトの充実について	意見	13
46	意見箱の設置について	意見	14

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

項目	内容	講じた措置等の内容
14	県または指定管理者は、施設利用者の利便性を高める観点および施設の利用促進を図る観点から、施設のWebサイトにおいては、所在地、施設内容、利用時間、利用料金等の基本的な施設概要情報を掲載するだけでなく、施設の魅力な点の紹介やイベント情報等も掲載するなどし、施設の存在価値を広めるようWebサイトの充実を図っていくことが望まれる。また、Webサイトの作りにおいても、情報を探しやすい、見やすいサイトとなるよう工夫することが望まれる。 また、県が運営開始したWebサイトである「施設予約サービス」と施設独自のWebサイトがリンクして、施設の空き情報の確認や施設の予約申請が容易にできるようになることが望まれる	施設の特徴や競技の特性・魅力等を掲載することにより、初めてホームページを閲覧する方でも興味をもってもらうよう充実させた。また、イベント情報やお知らせなどの情報を掲載し、見やすいサイトとなるよう工夫している。 【スポーツ課】 Webサイトへの掲載内容、レイアウトについて検討する。 【文化課】
15	意見箱については、目立たない場所に設置されていたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もある。県または指定管理者は、意見の投書がしやすいような工夫をすることが必要と考える。	当公園のホームページでは、過去のイベント写真や最新のイベント情報を掲載し、Webサイトの充実を図っている。今後も施設予約サービスとリンクさせ、利用者がより使いやすいホームページづくりに努めていく。 【公営企業課】 Webサイトにおいて施設の魅力やイベント情報等を掲載している。今後も利用者がより使いやすいWebサイトづくりに努めていく。 【地域福祉課】 県および指定管理者が管理する一部施設についてホームページの改修を行った。施設についても、指定管理者において順次改修を行う予定である。 【都市計画課】
45	意見箱については、目立たない場所に設置されていたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もある。県または指定管理者は、意見の投書がしやすいような工夫をすることが必要と考える。	当公園では、意見箱を事務所の目立つ場所に設置されており、回答用紙や筆記用具も備え付けている。来所者に意見があれば意見箱に記入してもらえよう声かけを行うよう指定管理者に指導した。
46	意見箱については、目立たない場所に設置されていたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もある。県または指定管理者は、意見の投書がしやすいような工夫をすることが必要と考える。	入口すぐの分かりやすい場所に意見箱を設置しており、利用しやすいよう筆記具・用紙も備え付けた。 【スポーツ課】 意見箱、回答用紙や筆記具などを置く適当な場所が屋外にはないため、歴史博物館内への設置を検討する。 【文化課】

						<p>【公営企業課】 入口付近に意見箱を設置しており、回答用紙や筆記用具も備え付けている。 【地域福祉課】</p> <p>意見箱については、指定管理者において受付付近に移設する、筆記用具類を備え付ける等の対応を行った。 【都市計画課】</p>
--	--	--	--	--	--	---

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指摘事項および意見の概要				内容	講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	
16	アンケートの実施について	意見	15	48	<p>基本協定書にアンケート実施の取り決めの記載があるにもかかわらず、アンケートを配布して利用者の意見、要望、苦情等を聴取していた施設は半数以下であった。また、実施していたとしても、特定のイベントや教室等に参加した人を対象としてアンケートであり、不特定多数の者をアンケートを配布しての実施は行われていなかった。県または指定管理者が実施する利用者の満足度の調査するためのアンケートは、受け身的な形の積極的な形での実施が本来の趣旨からすると適当と考える。集めた利用者の意見、要望、苦情等について、まとめて整理して管理していない施設も多くあるが、ぜひまとめて整理し保管して情報共有を図ることが望まれる。</p> <p>【文化課】 幾久公園単独のアンケート実施ではなく、歴史博物館の来館者向けアンケートに公園利用者対象向けの内容を追加し、集めた利用者の意見、要望、苦情等について、整理して情報共有を図ることを検討する。</p> <p>【公営企業課】 当公園では、イベントや教室毎にアンケートを実施し、良かった点や改善すべき点を確認している。今後は、不特定多数の意見がもたらえるアンケート調査も検討するよう指定管理者に指導した。</p> <p>【地域福祉課】 イベントや教室の開催時等にアンケート調査を実施し、施設運営に役立てている。</p> <p>【都市計画課】 アンケート等の実施を行っていない施設については、指定管理者に対し、アンケートを作成し、全利用者への声掛けを行いながら配布する等積極的な意見収集に努めるよう指導した。 収集した意見については、整理・情報共有を行い、運営改善につながるよう活用していく。一部施設については令和6年度から実施予定である。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指摘事項および意見の概要				講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容
17	アンケートの実施対象について	意見	16	48	<p>アンケートの実施対象者は、施設利用者に対してだけでなく、利用者以外を対象に実施すること、潜在的利用者を増やすためにも実施すること、望まれる。常連の利用者だけでなく一部のみにだけに依頼するやり方だと意見が偏る可能性がある。また、潜在的な利用者の要望を聞くことは、リピーター以外の新たな利用者を増やすことができる。また、潜在的な利用者は、できるだけ多くの意見が反映されるような方法でアンケートを実施することが望ましい。</p> <p>施設利用者だけでなく、近隣の集客施設や類似施設でもアンケートを実施できないか検討するよう指定管理者に指導した。施設によっては、HPにも施設利用に関するアンケートを掲載している。</p> <p>【スポーツ課】</p> <p>幾久公園単独のアンケート実施ではなく、歴史博物館の来館者向けアンケートに公園利用者向けの内容を追加する方向で、アンケートの実施を検討していく。</p> <p>【文化課】</p> <p>当公園では、イベントや教室毎にアンケートを実施し、良かった点や改善すべき点を確認している。今後は、来園者だけでなく、近隣の集客施設や類似施設でもアンケートを実施できないか検討するよう指定管理者に指導した。</p> <p>【公営企業課】</p> <p>多くの意見を収集するため、SNSを活用したアンケートを実施した。</p> <p>【地域福祉課】</p> <p>アンケート実施済みの施設については全利用者を対象とし、受付の際に声掛けを行う等改めた。また、指定管理者において所在自治体の住民アンケートで設問を設ける等、幅広く意見収集を行うように努めている。</p> <p>【都市計画課】</p>
※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ					

指摘事項および意見の概要				講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容
18	SNS等を利用した情報発信について	意見	17	49	<p>今日、SNS等を利用する者が多く存在しており、施設の利用や魅力を伝えることができ、利用者や増加させる効果があることを考える。また、チラシや会報誌を発行し配ることも同様に情報発信として有用と考える。特に今このイベント情報等を流すことで、いつたところに行ってみようと思おう人が出てくるため、県または指定管理者は、そのきっかけ作りを行うことが望まれる。</p> <p>はびりゅう公式X(旧ツイッター)等において、各施設の案内を検討しており、情報発信の充実を図っていく。</p> <p>【スポーツ課】</p> <p>SNS等を利用して公園の情報を流すことで、公園の存在や魅力を伝えていく。また、チラシを配ることも検討する。</p> <p>【文化課】</p> <p>当公園では、ホームページやSNSによるイベント等の情報</p>

						<p>発信だけでなく、開催したイベント等の活動状況を記載した季刊誌の発行や、パンフレットを定期更新し、近隣の集客施設に配布している。また地元広報紙や地元のカフェやテレビにイベントの告知を投済みし、取材していただいている。</p> <p>今後とも、さらなる情報発信の充実について検討していく。</p> <p>【公営企業課】</p> <p>WebサイトやSNS、チラシ等により施設・イベント情報の発信を行っている。</p> <p>【地域福祉課】</p> <p>各公園の所在自治体および施設ホームページでイベントの告知を行うほか、公式SNSを利用した情報発信に努めることにより、イベント情報等が住民に積極的に告知されるようになった。</p> <p>なお、幼児や高齢者向けのスポーツ教室等を実施している施設については、対象者向けにチラシの作成・配布も行われている。</p> <p>【都市計画課】</p>
--	--	--	--	--	--	---

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

指摘事項および意見の概要			
通番	項目	区分	区分No.
19	インターネット上の口コミの活用について	意見	18
			49
		内容	<p>今日、インターネット上には、さまざまな口コミ情報が流れている。インターネット上の口コミ情報は、付度等なく、素直な意見や評価が記載されているものが多い。特に苦情や不備は普段接している施設の職員にはなかなか直接言いにくいのが、インターネット上の口コミにはそういった情報も多く記載されており、情報の宝庫とも言える。そのため、インターネット上の口コミ情報は、有益な情報源として、県または指定管理者は、定期的にチェックして、それを施設の運営に役立てていくべき。</p>
		講じた措置等の内容	<p>インターネットやSNSの利用者の書き込み等を定期的にチェックすることとし、改善等を管理運営に反映する体制とした。</p> <p>【スポーツ課】</p> <p>定期的(週1回)にインターネットを確認し、施設管理に利用していくこととした。</p> <p>【文化課】</p> <p>インターネットの口コミ情報を定期的にチェックし、施設の運営に反映できないか確認するよう指定管理者に指導した。</p> <p>【公営企業課】</p> <p>施設の運営に役立てるため、インターネット上の口コミ情報を定期的にチェックすることとした。</p> <p>【地域福祉課】</p>

指摘事項および意見の概要				
通番	項目	区分	区分No.	ページ
21	ふるさと納税やクラウドファンディングを利用した資金確保について	意見	20	51
<p>スポーツ施設の整備・改修や必要な備品の整備、イベントの実施にはお金がかかり、厳しい財政事情の中、多くの確保は共通の悩み事項であると思われる。クラウドファンディングが存在し、それを納税やクラウドファンディング施設の整備・改修や必要な備品の整備、それら制度を利用してほしい。</p>				
<p>講じた措置等の内容</p>				
<p>施設の維持管理に係る費用については、施設管理者の責務において確保すべき費用であると考えている。利用者増加につながる新たな施設の整備やイベント実施などに取り組む際は、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。</p> <p>【スポーツ課】</p>				
<p>施設の維持管理に係る費用については、施設管理者の責務において確保すべき費用であると考えている。利用者増加につながる新たな施設の整備やイベント実施などに取り組む際は、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。</p> <p>【文化課】</p>				
<p>ふるさと納税制度は県事業の広報的な面が強く、施設の整備・改修等を目的に利用することは制度の目的に沿うものではないため、難しいと考えている。</p> <p>【公営企業課】</p>				
<p>施設の維持管理に係る費用については、施設管理者の責務において確保すべき費用であると考えている。利用者増加につながる新たな施設の整備やイベント実施などに取り組む際は、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。</p> <p>【地域福祉課】</p>				
<p>施設の維持管理に係る費用については、施設管理者の責務において確保すべき費用であると考えている。利用者増加につながる新たな施設の整備やイベント実施などに取り組む際は、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。</p> <p>【都市計画課】</p>				

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかける措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県福井運動公園【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要		内 容		講じた措置等の内容		
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ		
22	利用料金の減免・免除手続きについて	指摘	2	67	福井運動公園のテニスコートにおいては、年間利用券があり、料金表によれば一人当たり6,820円となつているが、某高校の男子テニス部については、テニス部全体で6,820円で利用しており、料金規定と異なる対応が行なわれていた。実態としては、減免により利用料金が減額となつたことであつた。県は、減免により利用料金を減額するのであれば、減免申請書を提出してもらい、承認する形で行う必要がある。	テニスコート改修前は使用料が低額であつたため、一人につき徴収していたが、国体改修後の料金改正により高額となり、高校生の部活動利用に支障をきたすため、教育上の観点から、校長から部活動のための利用という文書の提出をもつて協議により人数分の減免の措置をとつた。福井県都市公園条例の別表第2のテニスコートの部分を、「一面一において、「一面一人一年につき」の部分でなく、「一面一年につき」に改正することにより、人単位ではなく、面単位での金額設定とする。
23	利用者数の管理について	指摘	3	68	陸上競技場の利用者調べを閲覧したが、2022年2月28日および3月28日については、利用者がいたものの、利用者の記録が1日分漏れが生じた。県は、利用者数の管理の上でも記録漏れが発生しないようなチェック体制を整備し運用すべきである。	複数人が関与し、毎月、記録漏れがないかのチェックを行っている。今後は、各施設からの日誌をシステム化し、さらに正確に集計作業を行うこととする。
24	利用者データの活用について	意見	21	68	利用者の分析については、運動施設別の利用者人数程度の分析を行っているのみで、多角的な分析を行っていない。スポーツの一層の振興を図る観点からすると、どの側面から推進活動を行うことが効果的かを認識する必要がある。現在、曜日別分析や学生／一般分析が主であるところ、これを例えば、男女比、年齢別等の属性別などや、天候による影響、周辺状況やイベントの影響などを組み合わせて分析することにより、多角的な側面から利用実態を理解でき、スポーツ振興のための次の一手を打つための重要な情報となりうるものと考えられる。県は、利用者に関する多様なデータを有効活用することにより、利用促進を図ることが望まれる。	園内6施設の日々の利用状況については、利用人数のみならず、毎日の天候や気温等の情報も収集する体制に改められており、多角的な観点から利用促進に繋がるようなデータの活用に取り組んでいる。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					内 容		講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ			
25	会議室の利用率の向上について	意見	22	71	会議室があるが、現状、一般には開放しておらず、施設利用者やスポーツ関係者のみ解放していることである。県は、会議室の利用者を	現在、スポーツ関係者のみではなく、広く一般に会議室を開放している。施設予約サービスにより空き状況なども確認できるため、利用者が増加している。	

					<p>設利用者等に限らず、一般の方にも開放し、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上でPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>
26	意見箱の設置場所について	意見	23	71	<p>意見収集手段を確認したところ、利用者の意見を募るために管理事務所の前に意見箱を1つ設置しているものの、意見箱の明示が不明確であり、設置場所も道路の上であり、とても目立ちにくく、基本的に自動車で移動することを考えると気づかれにくい。また、外観がボストンに見え、意見箱の表記も消えており、過去にも誤って郵便物が入っていたことがあったこと、非常に分かりにくい状況であった。加えて、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていないため、利用が期待しにくい状況となっている。</p> <p>幅広く意見を収集するために、県は、利用者が目の届く所に設置するともに、加えて、意見箱の存在を周知し、投稿しやすいよう工夫が必要である。</p> <p>特に、福井運動公園に対して一番貢献してくれるであろう利用者の意見は貴重であり、各利用者の行動を考慮すると、現状、管理事務所の前に設置されている意見箱1つでは十分でなく、それぞれの運動施設にも意見箱を用紙や筆記用具とともに設置し、幅広く意見を募れる体制を整備すべきと考えられる。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指図書事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	
27	利用促進への取組みについて	意見	24	71	<p>施設管理者へのヒアリングによると、1県民1スポーツ普及事業として、指導者の養成、働き盛り世代等へのスポーツ体験会の提供など、積極的に親しむ県民の増加により施設利用促進を図っていることである。しかし、ヒアリングから印象では、施設管理者としては、過去より継続して利用されているスポーツ協会に加盟している各種団体との日程調整やそれら団体からの改善要望等に対する対応や、施設管理を徹底し、利用者へ安心・安全を提供すればよいという風潮が見受けられ、施設の利用促進については、利用者自身や各種スポーツ団体に依存している側面が強いと感じた。福井県としてスポーツの振興・普及を目標として掲げているのであれば、県は、一般の利用客による施設利用を増加させる取組みをより一</p>

28	夜間照明設備について	意見	25	73	野球場や陸上競技場においては、夜間照明設備が付いているものの、全照明を点灯して利用するのは年間数日くらいである。ただし、電気料金の支払いは、高圧電力契約によっており、全照明を点灯する使用電力量がピークとなる日の最大需要電力に合わせて年間契約を結んでおり、年間を割高な料金設定になってしまっている。1年間を通じて、ほぼ平均的に電力を使うことができれば問題ないものの年間稼働日数が少ないのであれば、県は、使用料の多い日については、電源車をレンタルしてまかなうなどし、少しでも電気料金を削減する工夫をコスト計算を行なったうえで、検討してもらいたい。また、高圧契約のものについて、日常的に使用する設備と臨時で使用する設備に契約を分け、前者については低圧契約、後者については、発電機を借りるなどして電気料金の削減も可能と考える。その他、それぞれの電気機器の電気使用量のピークがずれるよう電源を入れる等の工夫を行うなどし、少しでも電気料金を削減することが望まれる。	電源車による照明の点灯は、設備の仕様上不可能であるが、使用電力量を分析した上で、少しでも電気料金を削減するために、基本料金の契約W数を1,100kWから980kWに減量・変更した。
----	------------	----	----	----	--	--

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
29	案内表示看板について	意見	26	73	屋内休憩所について、新型コロナ感染症対策のため入口が開かれた状態にあつたため、扉付近に貼ってある授乳室の案内表示看板が見えなくなっていた。利用者の利便性を考え、県は、案内表示看板は見える位置に掲示されておくよう改善が必要である。	案内表示看板について、利用者から見える位置に付け替えた。
30	施設の快適性について	意見	27	73	公園全体として木が多く、子ども連れにとつては死角になる場所が多いように感じる。県は、より開けた公園になるよう景観の改善を検討していた。	景観上・防犯上の観点から、日々、業者委託による植木の選定作業を行っている。また、危険箇所がないか、施設職員が公園の隅々を巡回するようにしている。なお、高い木については、今後低く伐採していく。
31	備品台帳からの消去漏れについて	指摘	4	74	CD、MDデッキ (SONY MKD-D100 55,440円) については、平成27年度に備品自体を廃棄し現物が存在していなかったが、備品台帳上は残っており、台帳上、消去するのを失念している状況であった。県は、台帳と現物の不一致が生じないような管理の仕方を整備するなど備品の管理を適切に行っていく必要がある。	当該備品については廃棄手続き済みである。今後とも適切な備品管理に努める。

32	備品の現物確認について	指摘	5	74	備品の現物確認状況を確認したところ、体育館において大きな大会が開催される前にその大会に合わせて備品等を確認している前には、内部の事前監査や本監査の実施時において、重要性のある備品については現物確認を実施している程度で、定期的に全体的な備品の現物確認を実施していないことであった。	備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、県は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎる等の場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。	監査前の確認だけではなく、施設ごとに時期を決めて確認作業を行うこととした。
33	使用していない備品について	指摘	6	74	長期間使用されず、今後も使用の見込がない備品が倉庫に保管されていた。県は、今後、使用できない備品については現物を廃棄する必要がある。	今後使用見込みのない備品については、業者に依頼して廃棄を実施した。	ページ

※ページは「令和 4 年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指摘事項および意見の概要			内 容		講じた措置等の内容	
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ		
34	備品の数量管理について	意見	28	75	例えば、物品番号160057555のフール回数表示は、備品台帳に現在数量は1つと記載されているが、現物は2つあった。差異は、競技ごとに必要数量と現物数量の差を1つとして記載されているが、必要数量を1つとして記載すること、現物2つのうち1つを廃棄した場合、備品台帳の数量が実態と差異が生じたりする可能性がある。県は、備品数量が容易に把握できるように、備品台帳には、実際の現物数量で記載するか、もしくは、複数数の備品を1つとして記載するのであれば、備品現物に(1/2) (2/2)等の番号をつけるとともに、備品台帳の備考欄に実際の数量情報を記載する等実際の数量が分かるように備品管理を行うっていくほうがよいと考える。	登録済みの備品については、システム上修正できないため、複数ある備品の一部を廃棄する際は、残った数の分を新規で登録する対応をとり、実際の数量と備品台帳記載数に差異が生じないように対応している。
35	使用できない備品の管理について	意見	29	75	故障中で稼働できない備品が他の備品と同じ場所に置かれている。県は、故障中で稼働できないものについては、正常に稼働しているものと区別した管理を行うように管理すべきである。また、故障したものについては、適時適切に修繕を行っていく必要がある。	故障している備品については適宜修繕を行って使用している。修繕しても稼働できないものについては廃棄手続きを行っている。

※ページは「令和 4 年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指図書事項および意見の概要					内 容	講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ		
36	備品の保管場所の管理について	意見	30	75	<p>備品の現物確認を実施したところ、備品台帳に保管場所（施設）の記載欄がなく、どの場所にあるかなかなか分からないものがあつた。また、1つの運動施設（ロケーション）で確認された現物の数量が備品台帳と合わないケースが見られた。他の複数の運動施設（ロケーション）にある現物の数量を合算すると、備品台帳上の数量となるものの、その現物が現状どこに存在しているかが明示されている状態ではなく、この状態では、現物の所在が即座に判明せず、盗難、紛失、他者への貸出しが放置されるおそれがある。したがって、現物の所在を明らかにする管理体制が望まれる。例えば、管理方法として、備品台帳に保管場所を記載し把握できるようにするとともに、各施設で共通して使用している備品等の管理についてはパソコンから現時点における保管場所を容易に分かるようにするといった工夫が考えられる。また、備品ごとに基本的保管場所を決めて、備品自体に保管場所がわかるようシールを貼り付けることの良いのではないかと考える。その際、シールは保管場所ごとに色分けしたり、保管場所のNo.を記載すると管理が容易になるのではと思われる。</p>	<p>定期的な施設ごとに備品台帳と現物の確認をし、写真とともに保存し、台帳リストに保管場所を登録している。移動があればその都度更新する作業を行っている。</p>
37	備品の借用管理について	意見	31	75	<p>利用者による備品の借用に関しては、借用書をとっているものの、その返却については日報にメモされるのみで、借用事実と紐づけて管理が行われていない。備品はあくまでも県の財産であり、借用は県の財産が手許を離れている事実を鑑みると、その返却を受けることまでが重要な現物管理である。したがって、県は、借用書を一元管理し、借用書上で返却証拠を残すなど、借用事実が適切に管理できるように体制を整備することが望まれる。</p>	<p>貸出の日の2週間前までに借用書を記入してもらい、決裁後、備品を有する施設担当者にコピーを渡す。貸し出す際は、施設担当者が立ち会って貸し出す。また、返却時は借用書のコピーに、施設担当者の返却済みの確認印、またはサインと日付を記入する。こうした体制に変更し対応している。</p>
38	美術品の管理について	意見	32	76	<p>管理棟1階の階段前にプロジェクタの彫刻像が無造作に置かれており、高価な美術品が人目に触れない状態となっている。県は、当該プロジェクタの彫刻像について、他の施設での設置も含め、適切な配置場所を検討していただきたい。</p>	<p>県立美術館、博物館で展示できないか打診したが、スペースの問題などで断られたため、園内他スペースでの展示を検討している。今後、より多くの来場者の目に触れるよう検討を進めていく。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立武道館【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要

通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	講じた措置等の内容
39	スポーツ保険料の管理について	意見	33	82	<p>武道学園の講師および受講者が加入するスポーツ保険について、その保険料について、講師分は公費負担、受講者が私人口座に合算され、そこから保険料が支払われる仕組みとなっている。なお、この私人口座には、現在、不明残高がある状態となっている。県の管理から外れた形での口座があるとは適切でないと考える。</p> <p>また、公費と私費を合算して管理している現在の体制については、資金を簿外の私人口座にて行われていることについても、資金管理が不透明になるおそれがある。また、この私人口座には不明残高があり、この内容も明確にできていないことからも、資金管理が十分にできていないことがうかがえる。</p> <p>したがって、県は、武道学園のスポーツ保険に関する保険料の流れを明確にし、適切な管理が行えるよう整備されたい。</p>	令和5年度から、講師と受講生の保険料について、公費（講師分）と私費（受講生分）の区分を明確にするため、公費（講師分）は口座振替で、私費（受講生分）はコンビニ払いで別々に支払うこととしている。
40	利用者データの活用について	意見	34	82	<p>利用者の分析状況を確認したところ、武道に関わる人口調査は実施されおり、データを保有している。しかし、その情報をもとに県立武道館としてスポーツ振興につながる動きかけには活用しておらず、調査しているだけの状況となっている。県は、利用者データについて、多角的な側面から分析を行い、効果的な普及活動に活用できるようにすることが望まれる。</p>	県内各地域別の武道団体数や武道愛好者数等の活動データをもとに、活動があまり盛んではない地域について、武道の普及振興をどのようにしていくか、各武道団体と協力して武道志願者の掘り起こしを図っている。
41	会議室の利用率の向上について	意見	35	84	<p>会議室があり、現状、一般の方も利用できるようになってきているが、実質、利用者のほとんどは、教育関係者のみとすることである。県は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	武道館ホームページでの案内に加え、令和5年度からは施設予約システムを導入し、誰でも会議室の空き情報確認や予約をWeb上でいつでも簡単にできるようにしている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	
42	Webサイトのリンク切れ等について	意見	36	84	ホームページについては、未更新情報がないか、リンク切れ項目が発生していないか等を定期的に確認し、適切な運用管理を行うようにしている。また、令和5年度からは施設予約システムにより、県や市町の体育、文化ほか各種公共施設について、最新情報が相互に確認できるようになったため、当武道館のホームページ等のWebサイト上からは他の公共施設へのリンクは削除した。
43	普及活動への取組みについて	意見	37	85	武道館では前期・後期の武道教室の開催前に、各武道の体験教室を年2回開催しているが、令和5年度からは各期とも複数の武道教室の体験ができるようになり、体験機会を増やす等の普及活動を行っている。
44	出張ペースでの武道教室の推進について	意見	38	85	県内の中学校や高等学校から武道の部活動および授業の指導要請があれば、当武道館または当該校において、当館職員が専門的な見地から安全で充実した武道指導を行い、武道館ホームページでも案内している。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	内 容	
45	施設の老朽化について	意見	39	86	施設の老朽化・陳腐化状況を確認したところ、施設	講じた措置等の内容 消防設備、給排水設備、空調設備等の建築設備の修繕につ

				設の躯体は比較的しつかりしているものの、建設から30年以上が経っていることもあり、施設壁面にこびりが入っていたり、天井に雨漏りの跡があるところが見られた。また、弓道場の射場については、競技に影響はないものの、地盤沈下の影響もあり施設建屋の床が一部傾いているところがあった。 利用者へ安心・安全な施設を提供するためにも、県は、随時適切な修繕等を行い、施設の維持に努められたい。	いては、施設利用者に対する危険性や影響度の高いものから随時着手している。	
46	備品の現物確認について	指摘	7	87	内部の事前監査や本監査の実施時において、重要性のある備品については現物確認を実施しているくらいで、定期的に全体的な備品の現物確認を実施していないとのことであった。 備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、県は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎる等の場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。	備品台帳から設置場所毎の備品一覧表を新たに作成し、それをもとに備品現物の有無および使用の可否を確認し、存在しないものや使用できないものは廃棄処分手続きを行っている。また、備品シールの破損等を確認した場合は、速やかに新しいものに貼り替えている。
47	デジタル管テレビの管理について	意見	40	87	合宿所内に古いデジタル管テレビが置いてあり、地デジチューナーを介して地上デジタル放送を視聴することができるようになっていた。当該テレビに付いていた手順マニュアルに従って、地上デジタル放送を視聴できるか確認してみたが、視聴することができなかった。県は、テレビとして使用するのであれば、いつでも使えるようにしておく必要がある。もし、テレビとして使用できなくなっているのであれば、当該デジタル管テレビは廃棄すべきである。	視聴することができなかった原因は、テレビではなく地デジチューナーの故障であったため、同機を交換し視聴できるように対応した。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆幾久公園【文化課】

指摘事項および意見の概要		内 容				
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	内 容	講じた措置等の内容
48	委託料の帰属・配分方法について	意見	41	93	令和3年度において、施設管理業務の委託料を確認したところ、当初予算は、歴史博物館と幾久公園について当該委託料を割り振って見積りを行っている。しかし、入札の結果、当初予算の範囲内	令和5年度以降の契約においては、歴史博物館、幾久公園で適切に執行額を振り分けることとした。

		42	93	<p>に委託料が収まったため、当初予算の割合などによって契約された委託料を割り振るのではなく、歴史博物館側の判断で委託料全額を歴史博物館のみに割り振って収支管理を行っている。したがって、幾久公園自体は委託料ゼロで施設管理業務を委託する状況となっている。</p> <p>この状況は、幾久公園側に必要な管理支出が発生しないような誤解を招き、幾久公園の実態をゆがめて今後の管理方針にも影響をもたらすと考えられるため、県は、一体契約の場合は合理的な基準で支出を振り分け、収支実態を適切に認識すべきである。</p>
49	公園内の据え付け灰皿について	意見	<p>公園の現場視察を実施したところ、公園内ベンチのそばに多くの据え付け灰皿が見えられた。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。</p> <p>望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。</p>	<p>令和4年度中に、公園内の灰皿を全て撤去した。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内 容	
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	
50	公園内の樹木管理について	意見	43	93	<p>公園全体として、樹木が非常に多いため、この管理のための委託料も多額に発生している。樹木から発生する落ち葉が大量であり、これが通路をふさいだり、点字ブロックを不明瞭にしたりと弊害が発生している。さらに、樹木の根により、通路のアスファルトがはがれたり、ひび割れたり、凹凸ができたりしている場所も散見された。者の善意による落ち葉拾い活動により、一定程度解消されている側面もあるが、根本的な解決ではないと思われる。</p> <p>将来まで多額の委託料をかけて樹木を管理し続け、樹木による敷地破損を修繕し続け、利用者の善意に頼り続けるのも限界があると考えられることから、県は、樹木の管理については、例えば、樹木数を管理可能なレベルまで間引くなど、根本的な問題解決を図る必要があると考える。</p> <p>植栽管理委託業者に、敷地全体の樹木の状態確認を依頼し、敷地東側の一部の危険木の伐採、枝打ち、剪定を実施した。なお、今後とも予算の執行状況を勘案して、実施していく予定である。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和 4 年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆臨海中央公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容		
通番	項 目	区分	区分 No.				
51	利用料金の預け入れについて	指摘	8	98	110	臨海中央公園有料公園施設使用料徴収事務委託契約書の第 4 条 2 項上、収入した現金が 1 万円に達するまでは 5 日以内（土日祝日含む）に預け入れることができるとなっているが、一部の預け入れが 5 日以内に実施されていなかった。県は、内部統制を適切に整備・運用し、そういったことが発生しないようにすべきである。	当該不備の発覚時に委託業者に対して説明・指導を行うとともに、臨海中央公園を管理する福井港湾事務所として引き続き行うようにした。今後も委託業者への適切な説明を徹底することで再発防止に努めていく。
52	樹木の管理について	意見	44	100	110	施設の樹木が生い茂り、建物の屋根にかかっている状態になっていた。県は、建物が傷まないように早期に伐採する必要がある。	令和 4 年度に臨海中央公園の建物管理に影響のある樹木は伐採した。今後も施設管理状況に応じて適切に対応を行っていく。
53	放置自転車の廃棄について	意見	45	101	110	公園の現場視察を実施したところ、敷地内に放置自転車が捨てられていた。県は、当該放置自転車について早期に廃棄すべきである。	令和 5 年度中に対応予定である。
54	公園内の据え付け灰皿について	意見	46	101	110	公園の現場視察を実施したところ、多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。	令和 5 年度中に対応予定である。

※ページは「令和 4 年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和 4 年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立馬術競技場【スポーツ課】				指摘事項および意見の概要		内 容	講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	ページ		
	自主事業の利用料金の承認について	指摘	9	110	110	自主事業については、基本協定書上、自主事業は県の承認を受けて行うこととなっている。事業計画書を確認したところ、事業計画書において、乗	令和 5 年度の事業計画書において、自主事業の利用料金を明記するよう指導し、承認したうえで事業を実施した。

55				馬体験およびお試し乗馬レッスンの利用金額が記載されておらず、結果的に利用料金については計画承認を受けていない形になっていた。指定管理者は、乗馬体験およびお試し乗馬レッスンの利用料金についても明記し、県から承認を受けた状態で実施する必要がある。		
56	事業報告書の提出期限について	指摘	10	111	事業報告書の提出状況を確認したところ、基本協定書では、事業報告書を、毎年度終了後30日以内に提出しなければならぬことになっているが、実際に事業報告書が提出されたのは令和4年5月16日となっていた。実務上、令和3年度の事業は令和4年3月31日をもって実績が確定し、その後、指定管理者における決算確定および実績のとりまとめが行われたうえで、報告書として提出されるため、その作業に時間を要してしまいう状況も理解できる。しかし、基本協定書に定められた事項を遵守するのが協定書を定めた意味であることから、県と指定管理者は、実務側の迅速化を図って期限を遵守するか、どうしても期限遵守が困難である場合は、双方合意のもと、期限に関する取り決めを合理的な範囲で設定し、基本契約書を遵守した事業運営を執り行うようにするべきである。	令和4年度の事業報告書については、期限を遵守し令和5年4月25日に提出された。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要			内 容		講じた措置等の内容	
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ		
57	基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて	指摘	11	111	基本協定書の内容を精査したところ、馬術競技場の管理物件一覧の面積および数の表記が正確でないものが発見された。具体的には、管理物件一覧の中の「外来厩舎」に係る記載で、下記のとおりであった。基本協定書における取り決めは、双方の認識を整理し、後の争論を防ぐ役割があるため、双方合意のもと正確に作成されるべきであると考えられる。県および指定管理者は、誤らないように基本協定書を作成する必要がある。	基本協定書に記載の「外来厩舎」について、面積および数の表記誤りの訂正を行った。今後、基本協定書等の作成の際には、遺漏のないようダブルチェック等の強化を図る。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立ライフル射撃場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容	
通番	項 目	区分	区分 No.			
58	施設使用の合意について	意見	47	115	指定管理者である福井県ライフル射撃協会の住所が、福井県立ライフル射撃場の住所となっているが、県と指定管理者との間で指定管理者の住所を福井県立ライフル射撃場に置くことの合意が得られている形跡が見受けられなかった。指定管理者といえども県所有の施設に住所を置く場合には、県より合意を得ることが必要であると考えられる。そのため、指定管理者は、その住所を県所有の施設に置くのであれば、県の承認を取っていただきたい。	令和5年度の事業計画書について、福井県ライフル射撃協会の住所を福井県立ライフル射撃場の所在地とする旨、記載するよう指導し承認を行った。
59	利用料金の案内について	意見	48	117	福井県ライフル射撃協会のWebサイト上において、当協会が指定管理者として管理している福井県立ライフル射撃場の概要が記載されていない。そのため、利用料金の記載が行なわれていない。指定管理者に問い合わせるか、もしくは、福井県のWebサイトより利用料金を検索して把握するしかない。今日、Webサイト上で情報を収集する人が多くなっており、施設の使用を検討している利用者の利便性を高めるためにも、指定管理者は、施設のWebサイト上に利用料金について記載するなど、施設利用者にとつて分かりやすく情報を提供する必要があると考える。	福井県ライフル射撃協会のホームページにおいて、利用料金について明記し周知を図った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容	
通番	項 目	区分	区分 No.			
60	減免手続について	指摘	12	117	指定管理者は、一部の利用者に対して利用料金の減免を行っている。利用料金免除申請書で減免の管理を行っているが、指定管理者が利用料金の全部または一部を免除する場合には、県の承認を得なければならないとされているところ、県の承認を得ていない。部活で利用している高校生やビームライフルクラブの小中学生等の一部の利用者の利用料金について	令和5年度の事業計画書について、利用料金の減免基準を明記するよう指導し承認を行った。

					て減免を行っている。減免は過去の慣習から行っているものとしてであり、県の承認を受けない。指定管理者は、減免により利用料金を減額するのであれば、県に承認してもらい必要がある。	
61	Webサイト上の施設の表記について	意見	49	119	福井県ライフル射撃協会のWebサイトにおいて、福井県立ライフル射撃場についての紹介ページがあるが、協会が指定管理している旨の記載がない。現状の表記だと福井県立ライフル射撃場は、福井県ライフル射撃協会の所有物と誤解を与えるおそれがある。そのため、指定管理者は、指定管理者が「福井県ライフル射撃協会」であることを表記したほうがよい。	福井県ライフル射撃協会のホームページにおいて、当団体が福井県立ライフル射撃場の指定管理者に選定されている旨の表記を追加した。
62	駐車場の案内図の設置	意見	50	119	福井県立ライフル射撃場を利用する際に使用する駐車場は、通常、管理棟前の駐車場であるが、当施設の案内図が、少し離れた50m射撃場のところにあることから、初めての利用者などは、管理棟前の駐車場とは違う所に誤って誘導されてしまうようになっている。そのため、指定管理者は、管理棟前の駐車場の場所が分かるような案内図を設置することが望まれる。	管理棟前の駐車場の場所が分かるような案内図を設置している。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要		内 容		講じた措置等の内容		
通番	項 目	区分	区分No.	ページ		
63	ビームライフル用射座の設置について	意見	51	120	<p>ビームライフルは、銃刃法の規制がないため老若男女を問わず楽しめるのでライフルの利用者を増やすことが有効と考えられる。そのためには、ビームライフル用の射座が設置されることが望まれる。</p> <p>また、指導員の人数も不足しており、現状以上の人数が来場しても対応できない状況にある。ライフルを行う者は、新規会員を断っている状況にあるほどである。</p> <p>将来において、ビームライフル会員が増加したとしても指導員が対応できるような状況になった際には、エアライフル競技の底辺拡大や愛好者拡大を図るためにも、県および指定管理者は、ビームライフル専用の射場を設置するといった施策を検討することが望まれる。</p>	平成30年度の福井国体に向けて、10m射場の整備を行った。当分福井国体のような大規模な大会の開催見通しはなく、県の財政事情を考慮するとビームライフル専用の射場を設置することは現実的ではない。底辺拡大のための施策として、イベントにライフル射撃のブースを出展する等の対応を図っていく。
64	樹木の管理について	意見	52	121	<p>施設の樹木が生い茂り、的の屋根の上や、建物の屋根の上にかかっている状態になっていた。指定</p>	生い茂った樹木について、指定管理者が適切に伐採を行った。

				管理者は、的の屋根や建物の屋根が傷まないように早期に伐採するのが望ましい。		
65	TVの廃棄について	意見	53	121	理場視察を実施したところ、敷地内に液晶テレビが捨てられていた。不法投棄されたものとのことである。県と指定管理者は協議して当該液晶テレビについては早期に廃棄すべきである。	当課において当該液晶テレビの廃棄を行った。
66	備品の管理について	意見	54	122	50m射撃場に置かれている福井県立ライフル射撃場の管理物件について、県所有の備品と地元の高校および福井県ライフル射撃協会の備品が無造作に置かれており整理と管理されていなかった。整理と管理されていないと、例えば大会等が行われた場合、利用者が無許可で使用したり誤って備品を持ち出したりする可能性もある。そのようなリスクを回避するためにも、指定管理者は、ライフル射撃場の管理物件について整理と管理する必要がある。また、使用できない不要なものがあれば廃棄する必要がある。	地元の高校へ連絡し、射場で保管されている備品の管理を適切に行った。今後も整理と管理していく。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立アリーチェセンターおよび福井県立クライミングセンター【スポーツ課】						
指図書事項および意見の概要						
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
67	減免金額の報告について	意見	55	130	競技力向上のために必要な団体強化選手は利用料金を減免するなどの対応を行っており、減免した人数は事業報告書において報告されているが、減免された金額の集計報告は実施されていない。本来あるべき収入からどのぐらいが減免されているかについては重要な情報であり、指定管理者は、減免された金額について集計し報告すべきである。	減免金額の実績についても月次報告書で報告するよう是正した。
68	Webサイトのリンク切れについて	意見	56	132	Webサイトのリンク先のうち、福井県関連のリンク先（福井県、福井県交流文化部スポーツ課、福井県教育庁保健体育課）についてアドレスが最新のものとなっていないため、リンク先が切れしてまっっており到達できなくなっていた。指定管理者は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要	Webサイトのリンク先について、各リンク先のアドレスを最新のものに更新するよう是正した。今後、Webサイトの管理を適切に行い、リンク切れが発生していないかを随時確認することとする。

					となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。	
69	回数券や定期料金の設定について	意見	57	132	令和4年度のアンケートでは、利用料金についての意見を受けている。利用者にとっての利便性向上のためにも、指定管理者は、民間施設では設定がある回数券や定期料金などの導入を検討することが望まれる。	回数券や定期料金等を導入することにより、アーチェリー・クライミングセンターの収入減少が想定されるため、現実的ではない。利便性向上のための他の施策で利用者拡大を図っていく。
70	LED照明の積極的な導入について	意見	58	133	照明器具として水銀灯を利用している。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると思われるため、県は、検討を進めることが望まれる。	現時点で、管理運営上支障が生じていないと認識しているが、寿命到来時期を見据え、計画的に取り換えを検討する必要はある。他施設の修繕案件の優先度を考慮したうえで、予算要求を行っていく。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				講じた措置等の内容		
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
71	廃棄物について	指摘	13	133	アーチェリーセンターでは、的の一部として利用する量について大量の廃棄物が生じるが施設内に放置されていた。また、福井県の所有物ではないが、テレビやジョーカーなど協議会が利用していたものの壊れて使っていないものについても廃棄されずに放置されていた。指定管理者は、適切に廃棄することが必要である。	指定管理者において適切な廃棄を実施した。
72	備品の現物確認について	指摘	14	134	指定管理者は、所有する現存の備品に対して定期的な現物確認を実施していない。備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、指定管理者は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎるなどの場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。	アーチェリー・クライミングセンター内のすべての備品について、現物確認を行った。なお、定期的な確認を行うため、今後は毎年度4月に現物確認を実施することとする。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立クレー射撃場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要		指摘事項および意見の概要		指摘事項および意見の概要		
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
73	指定管理者交代時の引継ぎについて	指摘	15	140	令和3年4月より指定管理者の変更が行われ、福井県クレー射撃協会となった。前任の指定管理者との引継ぎの際に電気水道の引継ぎがうまく行われず、電気水道が止められるといった事態が発生した。また、スキートゾールの放出機は、調整が必要な状態であった。 指定管理者の引継ぎがきちんと行われないと、施設設備の維持保全管理や管理運営をスムーズに行うことができず、利用者の利用に支障をきたすなど不測の事態に陥りかねない。今後、指定管理者の交代があるときは、指定管理者のみならず福井県としても管理業務の引継ぎを密に行う必要がある。その際、チェックリストを使用し引継ぎを確実にできる体制を構築するのがよいと考える。	施設の設備、備品の特徴を記したマニュアルを作成し、指定管理者の交代が生じても、適切かつ円滑に引継ぎができるような体制を整えた。
74	自動販売機手数料収入の計上漏れについて	指摘	16	141	令和3年10月分以降の分に係る自動販売機に係る手数料収入について、施設の職員が誤って福利厚生用の財布に入れてしまったため、収入に係る会計処理が漏れてしまっていた。 指定管理者は、自動販売機に係る手数料収入に係る現金の管理を適切に行えるようなチェック体制を設けるとともに、その計上漏れが発生しないようなチェック体制を設ける必要がある。	令和4年度以降、チェック体制の見直しを図り、計上漏れが発生しないようダブルチェック体制で現金管理を行うなどの対策を講じた。
75	射場使用料収入計上額の誤りについて	指摘	17	142	令和3年度において、射場使用料収入の計上誤りが発生しており、令和4年度において訂正を行っていた。 令和3年度の経理担当者が経理処理を誤ってしまった、決算を締める前に退職してしまったり、修正されないまま生じてしまったものである。射場使用料収入は、各科目の中でも最も重要な科目である。指定管理者は、今後、決算を締める前に今一度確認を行う必要がある。	令和4年度以降、計上誤りを発生させないようチェック体制の見直しを図った。3～4ヶ月に1度確認を行うほか、税理士による確認も行っている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容	
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ		
76	射場使用料収入の計上漏れについて	指摘	18	142	令和4年3月にPayPayにより支払われた射場使用料8,950円について、未収入金計上がされていないかについて、射場使用料収入が8,950円分だけ過少計上になっていた。 電子マネー決済の場合、施設利用時に入金されるのではなく、後日入金が行われるため注意が必要である。なお、利用人数は加味されていた。 指定管理者は、射場使用料収入の計上漏れが発生しないように注意する必要がある。	令和4年度以降、チェック体制の見直しを図り、計上漏れが発生しないようダブルチェック体制で現金管理を行うなどの対策を講じた。電子マネーについても、細心の注意を払って確認を行っている。
77	減免の適用誤りについて	指摘	19	143	令和3年4月から令和3年10月までの期間に、福井県クレール射撃協会の役員のみ一部減免での利用料金の徴収を行っていた。当該減免について県の承認は取られていなかった。 利用料金については、条例第十五条第二項により、定める限度額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とし、あらかじめ県の承認を受けなければならぬとされている。条例第十七条、規則第六条の規定により利用料金の全部または一部を免除できる場合は下記のとおりであり、協会役員の一部減免は承認されていなかった。 一 県がスポーツに関する行事に使用する場合 利用料金に相当する額 二 前二号に掲げる場合のほか、知事に必要と認めるときは、知事が必要と認める額がスポーツに関する行事に使用する場合 利用料金に相当する額 三 前二号に掲げる場合のほか、知事に必要と認めるときは、知事が必要と認める額が指定管理者は、条例に従って、減免適用を行っていく必要がある。	令和5年度の事業計画書について、適正な利用料金の減免基準を明記するよう指導し承認を行った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容	
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ		
78	情報の記録・整理・保管について	意見	59	145	利用者の意見・要望・クレーム等は、現場であれば即時対応が行われるとともに管理者に報告される。また、グループ連絡ツール等を利用して情報の共有が図られる。また、それらの情報を整理して保管はしていない。また、指定管理者と所管	これまで施設利用者等から重大なクレームを受けたことはないため、特に記録等は必要なかった。今後、利用者等からの意見・要望・クレーム等を受けた際は、その情報を記録・整理し、保管することとする。また、指定管理者と当該の会議の議事録を作成し、共有を図る体制に改めた。

				課のスポーツ課との会議において議事録を作成していない。 利用者の意見・要望・クレーンや会議などの情報は、記録し整理して保管しておくことで情報の共有化や可視化が図られ理解が深まると考えられるので、指定管理者は、今後、情報を記録し整理して保管しておくことが望まれる。		
79	Webサイトの表示について	意見	60	146	公式Webサイトを閲覧すると、「READ MORE」という記載があり、クリックすると「只今コンテンツ作成中です。」と表示される。これは、少なくとも令和4年10月の往査時から令和5年の2月まで変わっていない。これでは閲覧する利用者によっては未完全なのではないかと誤解を与えてしまう可能性もある。 「只今コンテンツ作成中です。」と表示されていると、今後何か新しい試みがあるのかと期待してしまふ利用者がいるかもしれない。近々新しいコンテンツがアップされるのなら別だが、そうでないならば、指定管理者は、「READ MORE」という記載自体を無くすか、「現在新しいコンテンツはありません」といった記載などにして、利用者に誤解を招くおそれのあるWebサイトの表示はなるべく控えたほうがよい。	「READ MORE」の表記を削除し、閲覧者に誤解を招かないよう修正を行った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指図書事項および意見の概要				内 容		講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ		
80	コミュニケーション設備等の導入について	意見	61	146	コミュニケーション設備を備えている射撃場は基本的にないよう、加えて、練習射撃場備付銃(貸与銃)等もおいであれば、銃を保有していかない人だけでなく、試し撃ちしたい愛好家も来てくれる可能性がある。また、コミュニケーション施設があれば、子供連れも含め、楽しめるのではないかと。また、近くにある恐竜博物館とコラボでやるお客様もできるのではないかと。また、中部縦貫自動車道が開通すれば、さらに集客が可能となると考えられることから、それに間に合うように、指定管理者は、それらの導入に努めること望まれる。	初めての利用者でも体験できるように、クレーン射撃競技を疑似体験できるVR機器を導入した。
81	会議室の利用率の向上について	意見	62	146	会議室(研修室)があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになってい	一般の方も会議室を利用できることについて、利用者等に周知を図った。

				<p>る。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらうようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>		
82	災害時の対応規程の作成について	指摘	20	148	<p>福井県立クレー射撃場の管理に関する基本協定書第9条によれば、災害時の対応規程を作成し、福井県の承認を得なければならぬとされているが、災害時の対応規程が作成されておらず、また、危険物を扱っているが、文書化された安全管理マニュアルもない。</p> <p>先の大雨の災害が記憶に新しいところ、今後も何らかの災害がないとは言いきれない。そのため、指定管理者は、一刻も早く災害時の対応規程を作成し、より一層の安全管理に努める必要がある。また、指定管理者は、安全管理マニュアルを作成し、一定水準以上の安全管理が安定的に確保できる体制にする必要がある。</p>	<p>安全管理マニュアルを作成し、地震や雷等の自然災害への迅速な対応ができるような体制を整えた。</p>
83	事業計画書の目標値の記載について	意見	63	149	<p>令和3年度の事業報告書には、利用大会数について、利用した大会ごとに利用者数を記載しているが、令和3年度の事業計画書には、利用する大会ごとに利用者数が記載されていない。指定管理者は、今後、大会の規模や過去の経験から大会ごとの利用者数を事業計画書に記載することを検討することが望ましい。</p>	<p>令和5年度の事業計画書について、想定する大会ごとの利用者数を明記するよう指導し是正された。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指摘事項および意見の概要						
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
84	源泉所得税の徴収納付漏れについて	指摘	21	150	<p>初心者講習や技能講習の報酬として対価を支払っているが、請求書・領収書および支払明細書などの証拠がなかった。また、源泉所得税の徴収および納付が実施されていなかった。</p> <p>指定管理者は、支払先・支払金額および支払内容等を明確化するために根拠資料を保管する必要がある。さらに、指定管理者は、支払内容が講習の謝金である場合は、報酬・料金等の源泉徴収事務が必要となるので注意する必要がある。</p>	<p>講じた措置等の内容</p> <p>令和4年度以降は、根拠資料を適切に保管するように改めている。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告
 テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立ホッケー場【スポーツ課】				指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
85	減免ルールの改善について	意見	64	154	現状の減免ルールでは、減免対象を①県、県ホッケー協会が主催する大会、②町内小・中学校の団体が使用するとき(個人使用は除く)③指定管理者が適当と認めるとき、としている。ここで、運用上は、町外の団体の学生が使用する場合においても減免対象としているが、ルール上は②の減免ルールではなく、③の減免ルールを弾力的に解釈して減免しているのが実態であると考えられる。そもそも、②の減免ルールは、福井県の施設であるにも関わらず、町内の団体に減免対象を縛るのは適切ではないと考えられるし、③の減免ルールがあるとはいえず、これも恣意的に解釈されることが公平な減免ルールの運用を損なうおそれがあると考えられることから、指定管理者は、減免ルールを適切に設定することが望まれる。	令和5年度より減免ルールの見直しを行い、事業計画書における「町内小・中学校の団体」の表記は「福井県内の小・中学校及び高校・大学の団体、県内のホッケー競技団体」と訂正し、「指定管理者が適当と認めるとき」の表記は削除した。
86	LED照明の積極的な導入について	意見	65	156	県立ホッケー場の夜間照明設備は、現在、水銀灯が使われている。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となつているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。	現時点で、管理運営上支障は生じていないと認識しているが、寿命到来時期を見据え、計画的に取り換えを検討する必要がある。他施設の修繕案件の優先度を考慮したうえで、予算要求を行っていく。
87	事業計画書における休業日の承認について	指摘	22	156	雪の影響もあり、12月～2月の間は、施設は休業となつている。ただし、事業計画書上は、休業の旨が記載されておらず、結果的に承認が取られていない形での運用になつている。指定管理者は、当該運用方針について事業計画書に記載し、承認を受ける必要があると考えられる。	令和5年度の事業計画書について、積雪の影響による休業期間を明記するよう指導し承認を行った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	
88	施設の損害に係る保険契約の整備について	意見	66	156	災害発生時の頻度や費用対効果等を検討した結果、付保しないこととし、万が一損害が発生した場合には、協定書に基づいて県と指定管理者との間で責任の所在を明確化する。定なお、越前町と協議した結果、変更協定書を締結する予定である。
89	施設賠償責任に係る保険契約の把握について	指摘	23	157	指定管理者である越前町は、管理業務を委託している(一財)越前町管理公社加入の保険証券のコピーを入手し、町で保管している。
※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ					
指摘事項および意見の概要					
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	内 容
90	指定管理者の委託状況について	指摘	24	157	受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の委託に際し、指定管理者は、県立ホッケー場が位置する

			<p>朝日総合運動場を一体的に運営管理している管理公社との間で委託関係をとり持っているが、この委託関係について委託契約書を取り交わしていない。</p> <p>なお、指定管理者は受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の各業務を委託する計画について、「指定管理者管理業務委託計画」を提出し、県に報告を行っている。</p> <p>公共施設に係る管理業務の委託において契約書を取り交わさずに行うことは、委託の目的や範囲、そして、委託する業務内容が不明瞭となるおそれがあり、事後の争論の原因ともなりかねない。それだけでなく、委託に関する契約書がない場合は、想定されたことが難しく、県と指定管理者との間で結ばれた協定も適切に遵守されたかどうかの検証も困難となる可能性がある。</p> <p>したがって、指定管理者は、業務の委託を行う際は適切に契約書を取り交わす必要があり、また、県も指定管理者のモニタリングを通じて施設・管理運営が適切に実施されるように十分に監視・監督を行う必要がある。</p>	<p>いて委託契約を締結する。それ以外の管理業務等については越前町が直接行うこととする。</p>
<p>91 事業報告書における収支報告の適切性について</p>	<p>指摘</p>	<p>25</p>	<p>159</p> <p>事業報告書において収支として報告されているのは、実際の管理運営を行っている管理公社において把握された収支報告であり、本来の指定管理者である越前町の収支を報告したものではない。あくまでも管理公社の立場は指定管理者の委託先であるから、管理公社の収支を県の業務報告に記載することは適切ではない。指定管理者と管理公社の役割を明確に整理し、指定管理者は、自己が施設管理をする上で発生した収支を継続的に把握・記録し、県に報告する必要がある。</p>	<p>令和 5 年度報告分より、(一財)越前町公共施設管理公社からの業務報告書に、町で発生した収支及び業務内容を併せて県へ報告している。</p>

※ページは「令和 4 年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要			
通番	項 目	区分	内 容
92	利用料金収入の帰属について	26	<p>159</p> <p>収支報告における利用料金収入を詳しく確認したところ、県立ホッケー場に係る利用料金収入は、本来は、指定管理者に帰属するものであるが、現在の運営実務上、施設運営の委託先である管理公社の収入として帰属していた。これは、指定管理者から管理公社に施設運営に関する業務の委託が行われる中で、越前町から管理公社に委託される委託料の一部として県立ホッケー場の利用料金収入が充当されたことによるものである。指定管理</p>
<p>講じた措置等の内容</p> <p>令和 6 年度から、施設の利用料金収入は、越前町の収入として受け入れることとする。</p>			

		27	者は、指定管理者と管理公社の役割を明確に整理し、利用料金収入は適切に指定管理者に帰属させる必要がある。	
93 指定管理者における委託先の管理について	指摘	159	収支報告における支出を詳しく確認したところ、県立ホッケー場の光熱水費を管理公社が管理する他の施設分と合算して支払っている状況となっていた。委託先においては、業務遂行の実態を明らかにするため、業務を管理している単位ごとに区分すべきである。そもそも前提としては、業務の適切な区分は委託先が取り組むべきではあるが、指定管理者の立場からも、委託先の業務体制を監視・監督する必要がある。	令和6年度から、電気料については新たに町立管理棟分の電気メーターを設置し、水道料についてもそれぞれに水道メーターを設置することにより、県と町分を明確に区分して管理を行うこととする。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
94	効率的な施設管理について	意見	67	161	<p>県立ホッケー場が設置されている朝日総合運動場は、町営ホッケー場も合わせて計3面のコートが設置されており、県内におけるホッケー競技の中心的役割を担っている。レベルの高いコートが複数、これが朝日総合運動場の1つの魅力となっている。朝日総合運動場はそのほかの施設が越前町の所有であり、県立ホッケー場のみが県所有となっている。越前町は、朝日総合運動場の管理については管理公社を指定管理者として指定している。一方で、県立ホッケー場の管理について、県は、越前町を指定管理者として指定し、越前町が管理公社に業務の委託を行うことで、朝日総合運動場全体として一体的管理が実現される。</p> <p>施設の所有主体の違いから県立ホッケー場の越前町を間に挟んで運営管理を行っている現状は、責任関係や管理区分の複雑化を招いていると、事務手続の増加・煩雑化を引き起こしているの見受けられる。結果的に、施設の現況の越前町一つの団体に集約するのであれば、現状の越前町を間に挟んで運営管理されている体制は、効率的な施設運営が行われているかどうかという視点で疑問符がつく。</p> <p>県は、効率的な施設運営を行うために、例えば、越前町とも協議のうえ、県立ホッケー場についての団体に対して県と町が共同して直接指定を行い管理を実施させるなど、より効率的に</p>	<p>検討した結果、県内ホッケー競技の振興や競技力向上を図っていくという観点から、越前町が指定管理を担う意義は大きいと考えられている。改善すべき点は改善を行い、今後越前町が指定管理者として管理運営を行うべく体制とする。</p>

					施設運営が実施できる管理体制を模索することも検討することが望まれる。
--	--	--	--	--	------------------------------------

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立艇庫【スポーツ課】

		指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容		
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
95	2,000mコースの設置について	意見	68	167	美浜町におけるボート競技への熱意は高く、また、福井県の選手としてもボート競技にて優秀な成績を残している。そのため、県は、競技施設の拡充として2,000mコースを設置すべきであると考えられる。コース的には国際標準と言える2,000mコースを設置することで、競技力の更なる向上だけでなく、国際試合の誘致や、ボート強豪国・地域の合宿や練習の場にも使用可能性が広がり、福井県および美浜町としてボートを中心とした活性化が期待されると考えられる。	令和5年度6月補正予算において、2,000m延伸にかかる測量設計費を計上した。さらに、令和6年度当初予算において本体工事費について要求しており、令和6年度中の整備を目指している。
96	施設名の明示について	意見	69	167	施設入口に県立艇庫の看板等がない。この状況では初めて来る一般の者は、県立艇庫がどこにあるのか分からないし、懸念もある。県所有の公共施設としての意味合いからすれば、広く県民に施設を周知すべきであると考えられるため、県は、看板等を適切に設置し、施設の存在を分かりやすくすべしである。施設のある美浜町は、全国的にボート強豪の町であり、ボートの町をアピールする観点からも、その活動拠点の中心である当該施設名を明示することが望まれる。	初めて来る一般の方にも分かりやすく認知されるよう施設入口付近に看板を設置した。
97	管理日誌の適切な作成について	指摘	28	167	令和3年度艇庫管理日誌を確認したところ、日誌が作成されていない日が散見された。艇庫管理日誌については、利用人数の記録のみならず、業務上あった出来事、管理上の記録を残すもので、利用者がいなくても、日誌を作成しないという理由とはならないと考えられる。指定管理者は、適切に業務日誌を作成する体制を整備する必要がある。	利用者がいない場合でも管理日誌を作成する運用に改めた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内容	講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		
98	安全管理マニュアルの整備について	意見	70	168	安全管理マニュアルを作成し、管理者や指導者と共有する体制に改めた。	
99	シャワー設備の運用方法の改善について	指摘	29	168	当施設のコイン投入型のシャワー設備の運用方法が、コイン(現金)を付近に備え付けて、それを使いまわすことによりシャワーが利用できるような体制になっていた。この運用方法に関しては、コイン(現金)をその場にずつと放置することになり盗難のリスクがあると考えられるし、特に学生利用が多い当施設としては、金額的に小さいとはいえ、教育的にも良くなく、トラゾルの原因にもなりかねないため、指定管理者は、適正な運用を行うべきである。また、指定管理者は、シャワー設備の利用は無料としていたが、県のWebサイトには「有料」との文言記載となっているため、県は、Webサイトの表示を修正するべきである。	管理人がコインを管理し、使用の際は管理人から受渡しする運用に改めた。また、Webサイトの表示についても修正した。
100	基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて	指摘	30	169	基本協定書において、県立艇庫に所属する県の備品の数量記載が正確でないものが発見された。具体的には、下記の備品に関する事項である。基本協定書における取り決めは、双方の認識を整理し、後の争論を防ぐ役割があるため、双方合意のもと正確に作成されるべきであると考えられる。県および指定管理者は、誤らないように基本協定書を作成する必要がある。	基本協定書に記載の県の備品について「片袖机」の数の表記誤りの訂正を行った。今後、基本協定書等の作成の際には、遺漏のないようダブルチェック等の強化を図る。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内容	講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		
101	月次報告書における記載誤りについて	指摘	31	170	令和3年度5月分の月次報告書において、令和3年5月の利用実績報告で収入が報告されているのにも関わらず、月次報告書で収入が計上されていない状況であった。内容を確認すると、月次報告書に記載誤りがあり、減免の対象となる利用者であるため減免がなされているが、その減免の報告	月次報告書作成の際は、利用実績報告との照合やダブルチェック等により漏れのない報告を行う体制に改めた。

				が漏れていたとのことである。月次報告書は、委託者側である県が指定管理者の事業遂行状況を適切にモニタリングする上で重要な役割を果たしているため、指定管理者は、適切に作成し、報告すべきである。
--	--	--	--	--

※ページは「令和 4 年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和 4 年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆テクノポート福井総合公園【公営企業課】		指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容
102	会議室の利用率の向上について	意見	71	180	会議室（研修室）があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえよう Web サイトなどで PR し、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。
103	使用していない備品について	意見	72	182	以下の備品については現在使用していない。県および指定管理者は、今後の使用可能性を判断し、売却や廃棄等の措置を検討すべきである。 ・自走式スプリンクラー、乗用ハイダンプスライパー、ブロードカスター、コートローラー、ロータリーモゾ
104	収入に関する勘定科目の独立表示について	意見	73	183	事業報告書（年度）において、収入における「雑収入（その他の施設）」の割合が高い（令和 3 年度：40% 超）。月次報告書では、「雑収入（その他の施設）」の内訳項目について記載しているが、事業報告書（年度）では、当該内訳項目の記載がされていない。 指定管理者は、事業報告書（年度）においても、「雑収入（その他の施設）」の内訳項目について記載することが望まれる。
105	自主事業における収入・支出の独立表示について	意見	74	184	指定管理者は、自主事業における収入および支出について月次報告書では独立記載しているが、事業報告書（年度）では、支出には「自主事業運営費」という勘定科目があるが、収入には自主事業収入が把握できる収入および支出は、適切な指定管理料を算出するために必要な重要な情報と考えられるため、指定管理者は、事業報告書（年度）

月次報告書だけでなく、事業報告書（年度）にも自主事業収入が把握できる科目を表示するよう指定管理者に指導した。

月次報告書だけでなく、事業報告書（年度）にも内訳項目を記載するよう指定管理者に指導した。

				においても独立した科目で表示することが望まれる。	
--	--	--	--	--------------------------	--

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆ふくい健康の森【地域福祉課】

指摘事項および意見の概要

通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
106	ペンフレットにおける利用料金の明示について	意見	75	195	当施設においては、無料の施設もあれば、有料の施設もあるが、当施設のペンフレット上においては、各施設が有料か無料の記載がなされていない。有料か無料かの情報は、利用者にとって有益な情報と思われるため、指定管理者は、ペンフレットにおいて有料施設か無料施設かが分かるように記載することが望まれる。また、有料施設の料金について、ペンフレットに記載するのは困難であれば、利用料金については、当施設のWebサイトを参照等の案内をペンフレットに記載したほうがよいと考える。	ペンフレットに各施設のホームページアドレスおよびQRコードを掲載している。加えて、一部利用料金を追記する改定を行った。
107	案内板の表示について	意見	76	195	多目的運動広場に設置してある使用上のお願いの表示における案内板において、利用料金の記載があるが、専用使用との表現であり、分かりにくい。案内板の表現は、利用者に分かりやすい表現、例えば、貸切使用料等の表現にするほうがよいと考える。また、400mトラックの方の案内板に記載があるように個人使用の場合は無料である旨の記載も行ったほうが容易に有料施設か無料施設なのかの判断ができてよいと考える。そのため、指定管理者は、当該案内板の表示について検討することが望まれる。	専用使用の表現に「貸切」表示を併記するとともに、個人使用の場合は無料であることの表示を追加した。
108	スケートパークの利用料金の收受について	意見	77	195	スケートパークは比較的オーブナ施設であるため、料金を支払わずに利用している人が不公平感を感じる。適正な料金を払っている人が不公平感を感じることもなく、皆が気持ちよく使ってもらえるためにも、指定管理者は、施設管理状況を改善し、適切に利用料金の回収を実施できるように工夫が求められる。場合によっては、利用料金は完全に無料化する、もしくは、無断利用の場合には割増料金の請求を行う等の罰則を設けるのも一つの方法と考える。	利用方法を遵守してもらうため、スタッフが定期的に巡回を行うとともに、利用の多い時間帯には駐留して指導を行っている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				ページ	講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.		
109	アンケート調査の実施について	意見	78	198	多くの意見を収集するため、SNSを活用したアンケートを実施した。
110	事業報告書における利用促進策の記載について	意見	79	198	事業報告書に利用率向上策の結果や計画を記載するよう改めた。
111	利用者数の集計について	意見	80	198	20代、30代、40代、50代、60代、70代以上の区分で運動実践指導の利用者を集計するよう改めた。
112	収益拡大策について	意見	81	198	企業のネーミングライツなどの収益拡大策について検討している。
113	使用禁止遊具について	意見	82	199	使用禁止の表示を張り替えるとともに、巡回確認し、適宜貼替の対応をしている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内容	講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	
114	身障者用の点字ブロックについて	意見	83	199	
115	利用案内の掲示板の管理について	意見	84	200	
116	AEDの設置について	意見	85	201	
117	フライング管テレビについて	意見	86	201	
118	運動指導委託業務における適正額について	意見	87	202	

指摘事項および意見の概要		内容	講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.
118	運動指導委託業務における適正額について	意見	87

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

項目	内容	講じた措置等の内容
114	身障者用の点字ブロックに落ち葉がたまっていて通行しにくくなっていた。原因として、点字ブロックの中央に草が伸びており、それが引っかかるような形でたまっていた。身障者用のものであり、指定管理者は、日頃から注意して管理することが望まれる。	落ち葉を撤去するとともに、定期的に確認を行うように改めた。
115	多目的運動広場に設置してある専用利用案内の掲示板の損傷状況が激しく、利用されていない状態であった。指定管理者は、修繕を実施するか、別途現状の利用ニーズに合わせて他の掲示板としての利用に転用するなど、適切な維持管理を実施すべきである。	破損した掲示板に代わり、他の掲示や放送で利用者に案内をしている。
116	スケートパーク付近に設置してあるAEDは、近くに設置されている物品保管小屋内に設置されている。しかし、物品保管小屋自体は常時施錠されており、必要な時にAEDを利用できない状態になっている。今の管理体制では、人命救助の際に適切に対応することができず、施設管理体制としては不十分であると考えられる。指定管理者は、AEDの設置方法を見直すべきである。	スケートボード教室の開催時などは物品保管小屋を開錠し、AEDを利用できる状態にしている。防犯上のリスクを抑えたうえで、さらに利用が容易な設置方法を検討していく。
117	けんこうスポーツセンターの講師控室にあるテレビは、フライング管のテレビであった。当該テレビが使用できるかは、施設の担当者も把握していなかった。果および指定管理者は、今後使用しない、もしくは、使用できないのであれば現物を廃棄する必要がある。	使用しない備品について、予算の範囲内で順次廃棄を行う。
118	けんこうスポーツセンターのトレーニングジム内のインストラクターの人数が利用者数からすると多いように思われる。県は、民間スポーツジムとけんこうスポーツセンターと両方を体験し、そのサービス内容とサービス時間、利用者数を吟味することにより、このセンターにおける適正なインストラクターの数や勤	指定管理料の限度額は、指定管理者募集時に応募者がその範囲内で経費配分を含む事業計画を作成するために設けており、民間の能力やノウハウを幅広く活用し住民サービスの向上と経費の節減を図るという指定管理者制度の目的のため、運動指導業務だけでなく施設全体の収支見込に基づいて設定している。また、けんこうスポーツセンターの指

			務時間から限度額を算出することが望まれる。	導員等は、個別運動プログラムの提供や体力テスト・運動能力テストの実施、体カづくり教室の開催などのトレーニングジム以外の業務も含めて担当しているため、トレーニングジムの指導員の人数が民間スポーツジムと比較して多い時間帯もあるが、著しく多い配置人数とは認められない。		
119	事業報告書における資料について	意見	88	203	会計システムから作成される大きい表をそのまま紙面に出力・印刷した結果、文字が小さすぎて読み取るのに苦労する資料があった。作成される表をそのまま印刷すると読むことが困難となるものについては、読者が読めるような形で出力もしくは加工してから保存することが望まれる。	事業報告書において、文字のサイズに配慮するよう改めた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆若狭総合公園【都市計画課】		指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容		
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
120	利用促進のための施策について	意見	89	211	多様なユーザーニーズに対応する目的で整備されたものの、現状では施設の老朽化が進み、施設の整備保存に注力されている状況である。利用者を募るためにはハード面の整備だけでなくソフト面の整備が必要と考えられるため、指定管理者は、施設整備が一巡した後は、ユーザーニーズに対応した活動がより活発に行われることが望まれる。	指定管理者において利用者への新たなサービス提供として、10月からスマートフォン撮影タイムを実施している他、2月にはふるさとの日に合わせた無料開放デーの実施を検討している。今後も可能な範囲でソフト面の整備・充実を検討していく。
121	Webサイトのリンク切れについて	意見	90	211	福井県の当該施設のWebサイトに若狭総合公園温水プール(指定管理者の小浜市のページ)へのリンクがあるが、クリックすると、小浜市の他の施設のWebサイトにつながっており、リンク先が正しく設定されていないかった。県は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に	県ホームページの各公園のWebサイトへのリンクについて、当該による定期的な確認をするよう改めた。リンク切れ等を発見した際は、指定管理者などリンク先のホームページ管理者に確認した上で対応し、適切にWebサイトを運用管理していく。

				運用管理を行っていくべきと考える。		
122	温水プール運営について	意見	91	212	温水プールについては、施設の老朽化、燃料費の高騰、委託料の高騰等、ハード面への投資やランニングコストの増加が見込まれ厳しい環境下にある。そのため、指定管理者は、新規利用者を獲得するためのソフト面への投資を行っていくようにより一層の努力や工夫を継続して実施していくことが望まれる。	指定管理者において、インスタグラムの開設、チラシ配布、過去に温水プール利用の回数が多かったが令和5年度に利用していない方へのハガキ送付、公園所在地である小浜市が発行する温水プール半額助成券の未利用者へのハガキ送付を行うなど、新規、継続利用者の確保に努めている。今後も引き続き利用者確保に取り組みたい。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

指摘事項および意見の概要						
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
123	管理マニュアルの周知について	意見	92	212	施設管理上のマニュアルの整備状況を確認したところ、温水プール管理マニュアルが平成10年に作成後、直近の令和4年4月更新まで何度か更新されているが、マニュアルが更新されていることについて現場職員への周知が十分に行われていない。指定管理者は、マニュアルについては存在自体を周知させるだけでなく、最新のマニュアルに沿って適切な管理運営ができるようにマニュアルが更新された場合には、現場職員にも周知徹底する必要がある。また、温水プールにおいて女性専用の利用時間が設けられているが、温水プール管理マニュアルにはその記載がない。管理マニュアルの更新が望まれる。	指定管理者において、施設管理マニュアルに女性専用時間を記載する等の現況に応じた更新を行い、現場職員にマニュアルの配布・周知を行った。
124	安全管理マニュアルの整備について	意見	93	212	当該施設の公園においては、鹿等の動物が頻繁に出ることで公園に獣害対策フェンスを設置しているものの、動物がフェンスを乗り越えて公園内に出没することがある。指定管理者は、そういった状況になった場合に事故が起こらないように獣害対策の安全管理マニュアルを早期に整備し、管理者・担当者に浸透させることが望まれる。	指定管理者において、害獣侵入時マニュアルを新たに作成し、現場職員にマニュアルの配布・周知を行った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆奥越ふれあい公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要

通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
125	フリースペースの利用者数の把握と報告について	意見	94	221	大野市では、市独自の遊具を設置して施設の魅力向上に努めている。そのため、公園のフリースペースを利用する人数はかなり多いと予想される。奥越ふれあい公園の設置目的は「奥越地域の広域的なスポーツ等、多様なレクリエーションニーズに対応する」ことであり、競技場の利用だけが目的ではない。現在、公園のフリースペースの利用者数として、月次報告では、定時定点観測による数だが、報告では、遠足等で事前に申し込みがあった数がそれぞれ報告されている。施設の利用度を正確に把握するため、月次報告の方法のほうが適切であると考える。指定管理者は、年次報告においても、月次報告と同様の把握方法による利用者数を記載したほうがよい。	指定管理者において、年次報告においても月次報告と同様の定時定点観測による算定数で報告するよう改めた。
126	設備の破損等について	意見	95	223	設備を視察した結果、以下のように修繕を要するものがあつた。定期的な点検等を実施し、適時適切な修繕を実施しているものの、予算や優先順位の問題もあり、すべてを即時には対応できていない。指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道のパッキン不良 ・テニスコートの椅子の破損 ・プロッククの破損 ・多目的広場排水溝の詰まり 	水道のパッキン不良、テニスコートの椅子の破損、プロッククの破損については修繕を行った。 多目的広場排水溝の詰まりについては、排水溝の堆積土砂を撤去してもすぐにまた赤土が堆積してしまふこと、また、グラウンド内の網状暗渠が機能しており、現状のままでも水はけが確保できていることから経過観察としている。
127	テニスコートの管理棟の管理状況について	意見	96	224	テニスコートの管理棟において、今はないAEDのシールが貼られたままとなつていたり、私物が置かれていたりしており、適切な管理状況にあるとはいえない状況であつた。 指定管理者は、AEDシールについては剥がすとともに、私物についても利用者確認を行うほか、落とし物等の扱いとして移動・撤去することが望まれる。	テニス管理棟のAEDシールについては撤去した。 また、放置されている私物については撤去を促す掲示を設置し、期限内に撤去されない場合は落とし物扱いとして公園管理事務所に移動することとした。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容	
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ		
128	減免の事業報告書への記載漏れについて	指摘	32	227	利用料金の減免のうち、以下の減免について、事業報告書への記載が漏れていた。指定管理者は、記載が漏れないようにする必要がある。	指定管理者に対して、報告の誤り、確認漏れが無いよう指導を行った。
129	月次報告書の記載内容について	意見	97	227	「奥越ふれあい公園管理運営業務仕様書」において月次報告書の作成が求められており、その記載内容として「施設稼働率、利用回数、利用者数、利用料金の収入状況、利用者等からの苦情とその対応状況」の記載が求められているが、月次報告書を確認したところ、苦情等について記載がなかった。苦情等がないため記載していないことであるが、指定管理者は、無いことも含め、苦情等の有無については明記しておくほうがよい。	県において月次報告の参考様式を定め、苦情およびその対応についての報告欄を設けた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆トリムパークかなづ【都市計画課】				指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	内 容	
130	減免の対象について	意見	98	233	当施設が設定している減免および免除の基準が、福井・坂井地区の利用者を対象としている。県の施設であるにもかかわらず、福井・坂井地区の利用者のみを対象とすることは公平性の観点から疑問である。県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域において広域的利用に供される施設の一つとして地元自治体であるあわら市の要望により設置されたこともあり、福井・坂井地区の利用者のみを対象とする減免基準が設けられていることであるが、県は、その考えに基づき減免基準の設定が適切であるか再検討が望まれる。	県条例で県内・県外の区分が設けられ、実質的に県民優遇措置が行われているものと考えている。また、使用料金の減免制度は各指定管理者の歳入事務に係る措置であり、その基準の内容は指定管理者を務める自治体の減免基準に沿って定められている。
131	ネイチャーズゾーンについて	意見	99	235	ネイチャーズゾーンは、自然豊かな施設であり散歩コースにはとても魅力的な場所であるが、施設の	ネイチャーズゾーンについては、建設当初に地元の小中学校等の学習の場として活用してもらえよう、教育委員会等

			維持や樹木の管理には多くの費用が必要だと考えられる。しかし、他にはあまりない魅力を有しており、県および指定管理者は、活用方法についての利用者からアイデアを募集および計画的な維持管理により有効活用することが期待される。	への周知を図る必要があったが、周知が十分ではなかったため、想定より利用者が少ない状況であった。施設の老朽化も進み、使用禁止となっている区域もあることから、指定管理者とともに、維持管理や利用状況等の課題を整理し、今後の施設の在り方について、利用者等の意見を聞きながら、施設の再編等を検討中である。
--	--	--	--	---

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆丹南総合公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要		内 容		講じた措置等の内容
通番	項 目	区分 No.	ページ	
132	利用料金のWebサイト上の表示について	100	245	指定管理者のWebサイトにおいて、実際の利用料金で表示するように修正予定である。
133	減免基準について	101	246	県条例で県内・県外の区分が設けられ、実質的に県民優遇措置が行われているものと考えている。また、使用料金の減免制度は各指定管理者の歳入事務に係る措置であり、その基準の内容は指定管理者を務める各自自治体の減免基準に沿って定められている。
134	Webサイトのリンク切れについて	102	246	指定管理者のWebサイトにおいて、施設予約サービスのリンク切れがないように修正予定である。

				<p>指定管理者は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。 また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行うべきである。</p>	
--	--	--	--	--	--

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指図書事項および意見の概要		区分		内容		講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			
135	会議室の利用率の向上について	意見	103	248	<p>会議室があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになってきている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえるようWebサイト上でPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	<p>指定管理者のWebサイトにおいて、一般の方にも会議室が利用できる旨の情報を追加するよう修正予定である。</p>	
136	施設のWebサイトの構成について	意見	104	248	<p>施設のWebサイトが公園部分とスポーツ施設部分とで分かれて作成されている。指定管理者は、サイトへの訪問者にも分かりやすいよう両部分を一体化したほうがよいと考える。</p>	<p>公園管理をしている越前市都市計画課とスポーツ施設を管理している越前市スポーツ課で、それぞれにホームページが作成されているため、リンク付け等の改修を行い、利用者に分かりやすいよう改めた。</p>	
137	野球連盟に文書での取り決めなく貸与している会議室について	意見	105	249	<p>空き会議室について、文書でのやり取りなく越前市野球連盟へ貸与している状況にあることが確認された。現状、野球連盟が保管すべきパソコンやプリンター等の備品も会議室に置かれている状況にあった。文書を取り交わすことなく会議室が貸与されている状況は備品の保管責任などが曖昧になり問題である。指定管理者は、会議室を貸与する場合や備品を保管する場合には、文書を取り交わすよう改める必要がある。</p>	<p>指定管理者において対応を検討中である。</p>	
138	点字プロッタの破損について	意見	106	250	<p>身障者用の点字プロッタが一部剥がれていて危険であった。身障者用のものでもあり、指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。</p>	<p>一部剥がれた点字プロッタの修繕については、県において令和6年度の身体障がい者用駐車場の整備に合わせて対応予定である。</p>	
139	事業報告書の記載について	意見	107	252	<p>事業報告書について、例えば、管理業務の実施状況の報告において、実施項目しか記載しておらず具体的な実施内容について記載していないなど、実績情報として不十分な状況が見受けられた。また、実績報告に数値情報しかなく、それに関する説明が記載されていないなど、事業報告に関する情報として不十分と思われるところがあった。</p>	<p>令和5年度契約より実績報告について各実施項目の具体的な実施内容の報告を求めると、より詳細に作成するよう管理業務委託者に指示を行った。</p>	

				指定管理者は、事業の実施状況の内容について把握できるような記載をすべきである。	
--	--	--	--	---	--

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆1県民1スポーツ普及事業【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容				
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	ページ
140	Webサイトの情報の更新について	意見	108	259	Webサイト上の「ゆるスポ・ニュースが推進事業（3次募集）について」をクリックすると、「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっている。Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。 Webサイトには、毎日多数の閲覧者が存在すると思われる。サイトの更新は速やかにかつ適時に行うべきであるが、業務の優先度によりおろそかになったり、失念してしまいう場合も多い。県は、更新の時期や頻度、更新チェックなどのルールを設けて更新管理をする必要がある。	募集期間（公開期間）のあるページについては、新着情報一覧にのみ掲載することとし、期間終了後、速やかに公開終了するよう改めた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆フロンタラソン開催推進事業【ふくい桜フロンソ課】

指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容				
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	ページ
141	活動指標の適切性について	意見	109	261	「アレ大会の参加者数」を活動指標としているが、これは県の活動の内容を表す数値ではない。活動指標については、例えば、フロンタラソン指導・練習会のイベント開催回数であったり、練習拠点の整備数であったり、成果指標の目標や活動量を表すために県が行った事業の活動状況や活動量を表す数値を活動指標とするのが適切だと考える。	令和5年度当初予算に係る事務事業評価シート「活動指標」について、「県内参加者拡大のためのイベント回数」に変更した。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆スポーツ情報ポータルサイト保守事業【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要

通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
142	活動指標の適切性について	意見	110	264	県が活動指標としている「ポータルサイト延べ閲覧数」はサイト閲覧者の行動の数値であり、県の活動の指標とはいえない。活動指標としては、県の事務事業における目的である成果を上げるための活動を端的に表す数値(例えば、ポータルサイトの情報量を数値化したもの)を設定する必要がある。	ポータルサイトの情報量は、情報量の多い動画などをアップロードすれば、容易に数値を高めることが可能である。そのため、県の更新頻度や閲覧者数を集める記事を更新することにより閲覧者数を増やすことが活動指標として適切であると考えている。
143	情報の更新について	意見	111	265	Webサイト上の「合宿支援情報」をクリックすると「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっている。Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。Webサイトには、毎日多数の閲覧者が存在すると思われる。サイトの更新は速やかにかつ適時に行うべきであるが、業務の優先度によりおろそかになったり、失念してしまう場合も多い。県は、更新の時期や頻度、更新チェックなどのルールを設けて更新管理をする必要がある。	「合宿支援情報」については、本県新幹線開業課の紹介ページのリンクを改めて設定した。適切な更新管理のため、リンク先の点検表を作成し、1か月に1度の点検を行うこととしている。
144	施設の予約について	意見	112	265	「スポーツ施設」のタブでは、「キーワードで探す」、「競技別で探す」、「市町別で探す」、「区分で探す」(大会開催地、合宿地)という4つの視点から該当施設を検索でき、便利である。しかし、検索結果の施設の「施設URL」をクリックしてその施設のサイトで予約できるかどうかは、そのサイトの運営者の考え次第であり、予約できるところはほとんどない。この事業とは別に県は「施設予約システム」を構築し令和5年3月から利用可能となる。両サイトのリンクにより、「F. sports」のサイトから県と市町のすべての公共施設の予約がスムーズにできるようになることを期待する。	各施設のページに施設予約のリンクを追加し、予約がしやすいように改善措置を講じた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆嶺南地域のスポーツ・レクリエーション施設整備事業【地域福祉課】

指摘事項および意見の概要

通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
145	活動指標の適切性について	意見	113	267	活動指標は、成果指標に結び付くもので所管課がコントロール可能なものを設定する必要があるが、「基本設計、実施設計、工事の実施箇所」は、その要件は満たしている。しかし、当該指標では所管課の努力や業務量が見えてこない。例えば、全体計画を発注が予定されている整備工事ごとに分け、整備工事了件数を活動指標とする方法が考えられる。また、現在の活動指標は、市町補助についての活動を示していない。別に市町への補助事業としての活動指標があるとよい。例えば、補助申請した市町の数が活動指標として考えられる。	当該事業は令和4年度に終了しているが、他の事業において適切な活動指標の設定に努める。
146	成果指標について	意見	114	268	現在の成果指標は、市町補助についての活動を示していない。別に市町への補助事業としての成果指標があるとよい。例えば、市町が当該事業を利用して整備した施設の利用者数が成果指標として考えられる。	当該事業は令和4年度に終了しているが、他の事業において適切な成果指標の設定に努める。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

福井県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事および教育委員会教育長から、令和3年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和6年2月13日

福井県監査委員 兼井 大
同 山浦 光一郎
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

令和3年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： 「ふくい創生・人口減少対策戦略」に関連する施策および事業に関する事務の執行について

指摘事項および意見の概要				講じた措置等の内容	
No.	項目	区分	ページ	内 容	
1	事務事業評価における指標の設定について	指摘	45	県は、適切な事務事業評価を可能とするために活動指標・成果指標の設定の抛り所となるマニュアル等を試行錯誤しながら作成し、フラッシュアップしていく必要がある。	予算要求シート記載要領にしたがって活動指標・成果指標を設定しているか査定段階で議論し、要領については必要に応じてフラッシュアップする。 【総務部】
3	HPで公表する事務事業見直しの概要について	指摘	49	HPで公表する事務事業見直しの概要では、事務事業カルテの「事業評価」欄の評価結果すべてについて、件数や金額とともに構成比も記載して評価結果の全体像が把握できるようなかたちで公表すべきである。	令和5年度以降は、事業評価の欄の評価結果すべてについて、件数、金額、構成比を記載して公表する。 【総務部】
4	HPで公表する事務事業カルテの対象について	指摘	49	現在HPで公表されている事務事業カルテの対象は、評価結果が「拡充、継続、縮減、終期の見直し」となり翌年度当初予算で要求された政策的経費のだから、翌年度の事務事業の有無にいかかわらず、その年度のすべての事業の評価結果を公表すべきである。	令和5年度以降は、その年度に終了となる事業についても事務事業カルテの提出を求め、評価結果を公表する。 【総務部】
6	市町への補助金に対する県の対応	指摘	57	県が市町の補助金事業に対して補助金を交付する場合は、その補助金が適切に運用されているかどうかを判断するための特別の仕組みや規程・ルール、チェック体制を設ける必要があると思われる。	補助金の適切な運用は、補助金事業の担当課において適宜チェックしており、執行状況は予算編成過程においても確認している。補助金の有効性や効率性を確保できない可能性がある場合には執行方法の見直しをするよう、年度当初の執行方針により通知する。また、必要に応じて定期的なチェック体制を設ける旨を要領に記載するよう各部に通知する。 【総務部】

※ページは「令和3年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要				講じた措置等の内容	
No.	項目	区分	ページ	内 容	
3	HPで公表する各部事務事業カルテについて	意見	50	各部各課の事務事業カルテについては、その課の該当事業の事務事業カルテを単に結合したものを公表するだけでなく、その課の事業全体の事業名や評価結果等を把握できる一覧表も公表	今後は、各課の全体の事業名や評価結果等を把握できる一覧表を公表する。 【総務部】

12	活動指標・成果指標の設定について(私立高等学校等就学支援事業)	意見	78	成果指標・活動指標が適切に設定されていない。すべの指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えである。「目標管理」は3E向上の前提となり、数値目標があることで成果の現れ方は変わってくる。特に成果指標・活動指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。適切な指標の設定が望まれる。	「昨年度の支給対象数」を指標として設定した。 【総務部】
15	活動指標の設定について(県立大学運営費交付金(一部))	意見	86	活動指標が設定されていない。担当課では、必ず何らかの形で事業評価を行っているはずであり、県民に対する事業の説明責任を果たすためにも、適切な指標の設定と評価を示すべきである。	教育・研究等それぞれの項目の達成指標を活動指標とすることを再検討する。 【総務部】
16	活動指標の設定について(私立高等学校魅力アップ推進事業)	意見	90	活動指標として「県内私立高校数」が設定されているが、事業目的を評価する指標として適切でない。事業目的の達成度を表す適切な指標の設定が望まれる。	「補助私立高校数」を活動指標として設定した。 【総務部】
17	活動指標の設定について(私立専門学校地域人材育成支援事業)	意見	92	活動指標として「補助対象県内私立専門学校数」が設定されているが、事業目的を評価する指標として適切でない。事業目的の達成度を表す適切な指標の設定が望まれる。	「補助学校数」を活動指標として設定した。 【総務部】
18	成果指標について(キャリアナビセンサー運営事業)	意見	94	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業内容の変更を踏まえた上で、成果指標の目標値を、実態に即した意味のある値に再設定する必要がある。	指標を踏まえ、令和5年度より、令和元～3年度利用者数の平均人数を上回る人数を目標とした。 【交流文化部】

※ページは「令和3年度包括外部監査の結果報告書」ページ

No.		項目	区分	ページ	内容	講じた措置等の内容
指摘事項および意見の概要						
19		「学生と先輩社会人による交流会開催」委託業務について(Uターン推進事業)	意見	99	学生が先輩社会人と交流できる貴重な機会を、より広く有効に学生に届けられるよう、県と委託先が、共有している目標に対し責任をもって業務を遂行する必要がある。	引き続き、県と委託業者が任録書に定めた目標について共通の認識を持ち、学生の県内就職に効果的な事業となるよう努める。 【交流文化部】
20		理系学生向け就職支援事業委託について(理系就活支援事業)	意見	102	理系学生向け就職支援について、県と委託先が、事業の目的を共有化し、認識を深め、責任をもって事業を遂行する必要がある。	引き続き、県と委託業者が任録書に定めた目標について共通の認識を持ち、学生の県内就職に効果的な事業となるよう努める。 【交流文化部】

21	学生UIターン奨学金返還支援の対象者について(理系統活支援事業)	意見	102	学生UIターン奨学金返還支援の内容と、事業目的の整合性を確保すべきである。学生UIターン奨学金返還支援の対象者について、「県外大学等の卒業生」に限らず、「県外出身の県内大学等卒業生」を含めることが適切ではないかと考える。	指摘を踏まえ、令和6年度より県外出身の県内大学生を対象にする形の制度改定を検討している。 【交流文化部】
23	成果指標について(学生インターンシップ推進事業)	意見	106	事業の内容と成果指標の整合性を確保すべきである。成果指標について、「県内および県外大学等卒業生の県内就職者数」が適当ではないかと考える。	令和5年度より、成果指標を「県内大学等卒業生の県内就職者数およびUIターン者数」に変更した。 【交流文化部】
24	活動指標・成果指標/事業内容(事業ユニット)の数より少ない指標の数について(人材確保支援センター運営事業)	意見	108	事業(事業ユニット)が複数あるなら、その数以上の活動指標・成果指標を設定することが望ましい。	○成果指標(企業と求職者のマッチング件数) 「若者就職支援運営事業」により相談対応を行った求職者を「人材確保支援センター運営事業」の企業訪問等により収集した求人とマッチングさせ、その成果を指標としている。よって、事業全体の指標として適切であると考えられるため、成果指標は複数設定しないこととしたい。 ○活動指標 「若者就職支援運営事業」の活動指標として、若者就職支援窓口の来所者数を設定する。 < 目標>3,000人 【産業労働部】

※ページは「令和3年度包括外部監査の結果報告書」ページ

No.		項目	区分	ページ	内 容	講じた措置等の内容
指摘事項および意見の概要						
25	成果指標・活動指標について(ふるさと福井移住定住促進機構運営事業)	意見	110	成果指標・活動指標の目標値を、実績に即した値に再設定する必要がある。	相談件数について、令和4年度実績がコロナ禍よりも低くなってきている。また、新ふくい人の数についても、相談件数と相関し推移する傾向があることから、今年度以降の落ち込みも想定される。 令和6年度には長期ビジョンの見直しを控えていることから、一旦は目標値を据え置き、長期ビジョンの見直し時期と併せて目標について再検討することとした。 【交流文化部】	
26	委託業者の選定について(観光教育推進事業)	意見	118	提供されている現状のサービスが「有効性」や「経済性」の観点から最適かを検証する意味でも、プロポーザル方式等を活用するなどして他の業者が提供するサービスの内容を比較検討した上で委託先を選定することが望ましい。	プロポーザル方式による選定を行った。 【交流文化部】	
39	補助事業の設計について(北陸新幹線開業に向けたインバ	意見	162	ランニングコストの事業者負担(商品登録用のハンデPOS等)が重く、このことが当該事	国や他県の事業制度に合わせて補助制度の見直しを適宜行い事業内容を変更する等、より高い事業効果が見込めるよ	

	ウェブ対策事業)			業の活用を躊躇する阻害要因になっているの ら、イニシャルコストのみならずランニングコ ストに対する補助まで踏み込むべきであつたと 考える。より柔軟な補助事業設計および予算執 行を期待したい。	う努める。 【交流文化部】
41	バスクーケースの配布について (関西・中京圏からの誘客強 化事業)	意見	165	品質劣化や保管料等の維持管理負担を考慮すれ ば、バスクーケースの残数を速やかに配布する必 要がある。	バスクーケースは、(公社)福井県観光連盟の倉庫で保管して おり、保管料等はかかっていないが、品質劣化を考慮し、日 をもって全ての在庫の配布を完了した。 【交流文化部】
43	成果指標について(関西・中 京圏からの誘客強化事業)	意見	166	成果指標については「連携先である関西・中京 圏からの観光客入込数」が適切であると考え る。	令和6年度当初予算要求より、成果指標を「関西・中京圏 からの観光客入込数」に設定した。 【交流文化部】
44	事業に対する市町の参加状況 について(福井を学ぶ体験旅 行推進事業)	意見	170	未実施の町からその理由を聞き取りし、事業へ の参加に向けて働きかけることが望ましい。	全17市町へ直接説明に行き事業参加を呼びかけ、未実施 の町については理由を聞き取りし、参加に向けて働きか け、令和5年度から実施する町が1件増加した。 【交流文化部】

※ページは「令和3年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容		
No.	項目	区分	ページ	
45	補助先における外部委託業者 選定状況の把握について(国 際観光推進事業)	意見	172	補助先における委託業者選定プロセスを把握し た上で、発注方法に課題が発見されたならば補 助者としての立場で指導機能を発揮すべきであ る。 【交流文化部】
51	「ふるさと起業家の新産業創 出を応援」寄付の成果評価に ついて(ふるさと貢献促進事 業)	意見	192	「ふるさと起業家の新産業創出を応援」寄付に ついては、当事業の成果指標に含めず、「ふる さと起業家の新産業創出支援」事業において、 評価・管理することが適切ではないかと考え る。 令和5年度より、ふるさと貢献促進事業の成果指標からふ るさと納税による新事業創出支援事業の成果を除外して評 価・管理することとした。 【交流文化部】
52	成果指標・活動指標について (ふるさと貢献促進事業)	意見	192	成果指標・活動指標の目標値を、実績に即した 意味のある値に再設定する必要がある。 成果指標については、災害等にかかると一時的な寄付の影響 も大きく、また【意見25】の指摘も踏まえて実績値を再修 正した結果、令和4年度においては目標値を下回る結果と なった。今後は見直しを踏まえ、実績に適合しない目標と判断 される場合については、全庁でのふるさと納税の利活用を促 すものとして、「PR延べ人数」から「寄付対象とする プロジェクト数」に変更した。 【交流文化部】

54 当事業の県民及び事業者への認知度向上について(ふるさと納税による新事業創出支援事業)	意見	194	「ふるさと納税による新事業創出支援事業」に期待している、県民及び事業者への認知度アップを期待したい。	認知度向上を図るため、令和5年度に事業者を対象としたセミナーを開催した。 【交流文化部】
55 成果指標の設定について(外国人児童生徒等支援事業)	意見	199	事務事業カルテには、成果指標として「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況(%)」が設定されており、目標値が50%に設定されているが、実績が記載されていない。県民に対する事業の説明責任を果たすためにも、適切な指標の設定と評価を示すべきである。 【教育庁義務教育課】	文部科学省が実施する調査結果を成果指標として設定していたが、隔年実施であることに加え新型コロナウイルスでの調査中止により複数年度にわたって実績の記載ができなかった。今後は県独自で毎年実施する同様の調査結果を成果指標とし、事業成果の評価を行う。

※ページは「令和3年度包括外部監査の結果報告書」ページ

公安委員会規則

刑事訴訟法第八十九条第一項および第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年二月十三日

福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会規則第一号

刑事訴訟法第八十九条第一項および第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条第一項および第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年福井県公安委員会規則第六号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二条 福井県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第九十九条第一項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員および同法第二百一条の二第一項に規定する逮捕状に代わるもの交付を請求することができる司法警察員は、次に掲げる警察官とする。 一〜四 (略)	第二条 福井県警察に勤務する警察官たる司法警察員のうち、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第九十九条第二項に規定する福井県公安委員会が指定する司法警察員は、次に掲げる警察官とする。 一〜四 (略)

附 則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。

公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月13日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
福井県立大学小浜キャンパス総合管理業務委託
- (2) 業務内容
入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争参加者の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則第5条に基づき審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による福井県公安委員会の認定を受けている者または同法第9条の届出書を福井県公安委員会に提出している者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号および第5号、または第5号および第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (6) 中央監視制御運転業務に係る作業員について、「中央監視制御運転業務特記仕様書」表2に掲げる作業員資格に該当すること。

(7) 入札参加申請時において、受託者への連絡等から1時間30分以内に本学小浜キャンパスに到着することができ、異常や苦情等の対応に着手できる者であること。

(8) 平成21年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、本学、国または地方公共団体が発注した中央監視制御運転業務ならびに延床面積10,000㎡以上の建物の警備業務（受託期間が1年以上のものに限る。）のほか、延床面積10,000㎡以上の建物の清掃業務（受託期間が1年以上のものに限る。）を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有すること。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。
- (2) この入札に関する問合せ先
〒917-0003
福井県小浜市学園町1-1
公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス企画サービスマ
電話 0770-52-6300

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。

- (1) 申請書の提出期限
令和6年3月7日（木）12時まで
- (2) 提出方法
持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(3) 提出先

3(2)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

福井県小浜市学園町1-1

公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス交流センター102セミナー室

イ 日時

令和6年3月25日(月) 10時00分

6 入札方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札決定の効果

当該競争入札の落札決定の効果は、令和6年度予算発効時において生じる。

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Total management for Fukui Prefectural University Obama campus

(2) Date and time of bidding

10:00, 25th March 2024

(3) Period of contact

From 1st April 2024 to 31st March 2025

(4) Contact point of contract notice

Office of Obama campus, Fukui Prefectural University Obama campus, 1-1,

Gakuen-cho, Obama city, Fukui prefecture, 917-0003 Japan

TEL 0770-52-6300

令和六年二月十三日発行

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県